

2022年度

返還のてびき

2022年10月から2023年9月貸与終了者用

皆さんからの返還金は、後輩の奨学金として活用されます。
最後まで責任を持って返還しましょう。

なお、制度変更等により「返還のてびき」に記載の取扱いを見直すことがあります
ので最新の情報については、常に本機構ホームページで確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/flow/tebiki.html>



独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

目次

返還のてびき ダイジェスト	1
I 貸与終了時にやらなければならないこと(手続)	6
① 「貸与奨学金返還確認票」の内容の確認	6
【参考】「貸与奨学金返還確認票」の見本	7
(1) 第一種奨学金 人的保証(連帯保証人と保証人による保証)の場合	7
(2) 第二種奨学金 機関保証の場合	9
② 口座振替(リレー口座)の加入手続	11
【参考】口座振替(リレー口座)加入申込書記入例(ゆうちょ銀行以外の場合)	12
II 第一種奨学金(無利子)の返還	13
① 定額返還方式による返還	13
(1) 割賦方法	13
(2) 返還期日	13
(3) 返還期間(回数)	13
(4) 返還月額	14
(5) 返還方式の変更(定額返還方式→所得連動返還方式)	14
② 所得連動返還方式による返還	15
(1) 割賦方法	15
(2) 返還期日	15
(3) 返還月額	15
(4) 返還が困難な場合	17
(5) 被扶養者となった場合	17
III 第二種奨学金(有利子)の返還	18
定額返還方式による返還	18
(1) 割賦方法	18
(2) 返還期日	18
(3) 返還期間(回数)	18
(4) 利子	18
(5) 利率	19
(6) 返還月額	19
(7) 増額貸与を受けた場合の利率の算定方法	19
IV 返還中の各種届出	20
① 住所・氏名・電話番号等の変更	20
② 連帯保証人変更届,保証人変更届	20
(1) 連帯保証人を変更する場合	21
(2) 保証人を変更する場合	21
(3) 4親等以内の親族でない方を連帯保証人・保証人にする場合, または65歳以上の方を保証人にする場合	21
(4) 「第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)」または「第二種奨学金(海外)」 の貸与を受けた方で,連帯保証人・保証人を変更する場合	21
③ 本人以外の連絡先の変更(機関保証制度加入者)	22
④ 振替用口座(リレー口座)の変更	22

V 在学している場合(在学猶予)	23
1 入学した場合	23
2 奨学金を辞退した場合	23
3 留年(休学)により卒業期が延期された場合	23
4 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合	23
VI 返還が困難になった場合(救済制度)	24
1 減額返還(返還月額を減額すれば返還できる場合)	24
2 返還期限猶予	25
3 猶予年限特例(2017年度以降採用者)または 所得連動返還型無利子奨学金(2012~2016年度採用者)の返還期限猶予	27
【参考】奨学金の返還支援制度	28
VII 返還の免除	29
1 死亡による免除	29
2 精神または身体の障害による免除	29
3 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除(2004年度以降の採用者)	29
VIII 返還が滞った場合	30
1 機関保証の場合	30
(1) 延滞金の賦課	30
(2) 督促	30
(3) 個人信用情報機関への登録	30
(4) 延滞が長期にわたった場合の督促,代位弁済の請求と実行	31
2 人的保証の場合	32
(1) 延滞金の賦課	32
(2) 督促	32
(3) 個人信用情報機関への登録	33
(4) 法的手続	33
IX その他	36
1 線上返還	36
2 返還期間(回数)の変更	36
3 返還金の充当順位	37
4 返還完了のお知らせ	37
5 外国に在留している期間の返還	37
(1) 外国送金の留意点	37
(2) 外国から送金する場合の金融機関	37
6 保証料の返戻	38
7 卒業後のアンケートの実施について	38
X 各種願出用紙	39
各種願・届・文書の提出先	39
日本学生支援機構からの情報提供について	40
1 スカラネット・パーソナル	40
2 日本学生支援機構(JASSO)のホームページ	40
用語集	41

返還のてびき ダイジェスト

貸与終了時にやらなければならないこと(手続)は？(6頁～12頁, 20頁～22頁参照)

● 「貸与奨学金返還確認票」の内容の確認

学校から配付される「貸与奨学金返還確認票」に記載の貸与総額(借用金額), 借りた期間, 返す金額, 氏名・住所等, 保証制度の種類および返す方法を確認してください。

- ① 貸与総額(借用金額) ② 借りた期間 ③ 返す金額
- ④ 氏名・住所等 ⑤ 保証制度(機関・人的)の種類 ⑥ 返す方法



● 口座振替(リレー口座)加入の手続

奨学金の返還は, 口座からの振替(引き落とし)により行います。「返還のてびき【ダイジェスト版】」に差し込まれている「口座振替(リレー口座)加入申込書」を金融機関の窓口を持参し, 口座振替手続をしてください。手続済の「口座振替(リレー口座)加入申込書」の「預貯金者控」のコピーを学校に提出してください。

● 住所・電話番号等の変更があった場合の各種届出

住所および電話番号の変更については, 貸与終了後, スカラネット・パーソナルで届け出てください(40頁参照)。その他の変更については, 在学中は学校に申し出てください。

新しい住所の届出がない場合, 本機構からの通知等が届かなかったり, 振替ができなかつたり, 延滞等の原因となります。

いつから返還が始まるの？(13頁, 15頁, 18頁参照)

貸与終了の翌月から数えて**7か月目の月**(3月に貸与終了した場合は10月)から返還が始まります。

口座振替加入後, 「口座振替(リレー口座)加入通知」で返還開始月や返還の明細をお知らせします(3月に貸与終了した場合は, 8月上旬～8月中旬頃に送付します)。

毎月の振替日(引落日)はいつ?(13頁, 15頁, 18頁参照)

月賦返還の場合

毎月27日に
口座から引き落とします。

月賦・半年賦併用返還の場合

月賦分……返還額の半分について、毎月決まった額を27日に口座から引き落とします。
半年賦分……返還額の半分について、1月と7月の27日に月賦分と合わせて口座から引き落とします。

※27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日になります。

第一種奨学金(無利子)の返還方法は?(13頁~17頁参照)

2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方から、返還誓約書において「定額返還方式」または「所得連動返還方式」のどちらかの返還方式を選択しています(2016年度以前に採用された方の返還方式は、定額返還方式のみです)。利子は付きません。

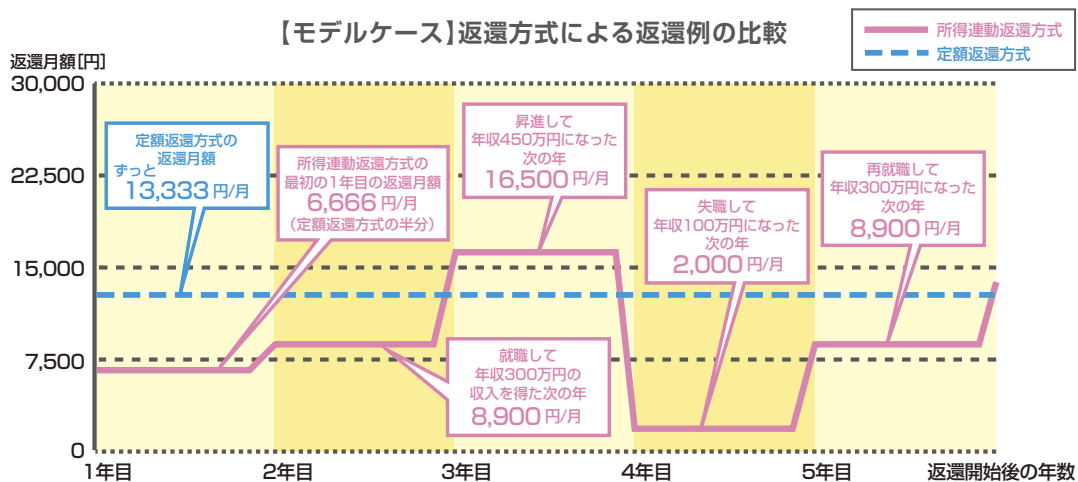
定額返還方式 (13頁~14頁参照)

貸与総額(借用金額)に応じて毎月の返還金額が決まります。

所得連動返還方式 (15頁~17頁参照)

- ・前年の課税対象所得(課税総所得金額)に応じて、毎月の返還金額が決まります。
- ・返還方法は月賦返還のみ(月賦・半年賦併用返還はできません)。
- ・保証制度は機関保証制度のみ(人的保証制度は選択できません)。

【モデルケース】返還方式による返還例の比較

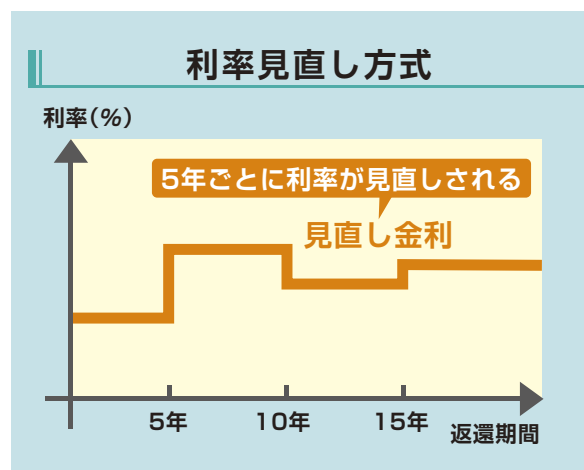
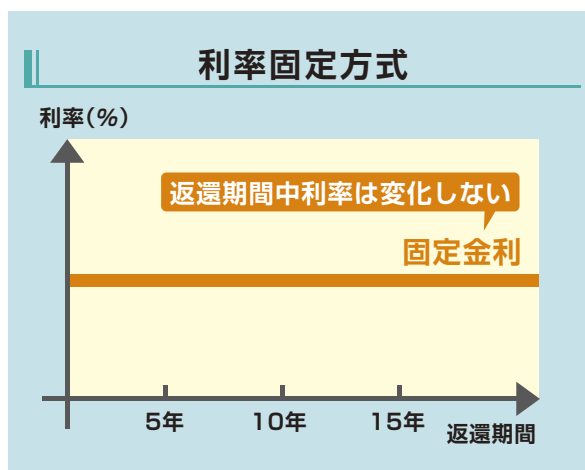


※所得連動返還方式の返還月額は前年の収入(所得)により変動します。前年の収入(所得)が少なければ、毎月の返還額が少なくなり、返還期間が延びます。前年の収入(所得)が多ければ毎月の返還額が多くなり、返還期間が短くなります。返還総額はどちらの返還方式も同じです。
※年収と返還月額は目安です。定額返還方式の返還月額は貸与総額(借用金額)に応じて決まります。
※第一種奨学金のみ返還方式を選択することができます。第二種奨学金は定額返還方式で固定されます。

第二種奨学金(有利子)の返還方法は？(18頁～19頁参照)

返還方式	利子	利率
貸与総額(借用金額)に応じて毎月の返還金額が決まる「 定額返還方式 」のみとなります。	在学中は無利子ですが、 貸与終了の翌月1日から利子が発生 します。貸与総額(借用金額)と利子の合計金額を返還します。	利率の算定方式は、奨学金の申込時に「 利率固定方式 」または「 利率見直し方式 」のいずれかを選択しています。

- 利率固定方式・・・貸与終了時点で決定した利率が、返還完了まで適用されます。
- 利率見直し方式・・・貸与終了時点で決定した利率を、返還期間中おおむね5年ごとに見直します。



第二種奨学金の利子は何に使われるの？

第二種奨学金の利率は、本機構が国から借り入れた財政融資資金を償還するときの利率と同率で設定されています。つまり、本機構は、返還者の皆様からいただいた利子をそのまま国へ償還しており、この利子によって本機構が利益を得ているものではありません。

住所・氏名・電話番号等が変更になったときは？(20～22頁参照)

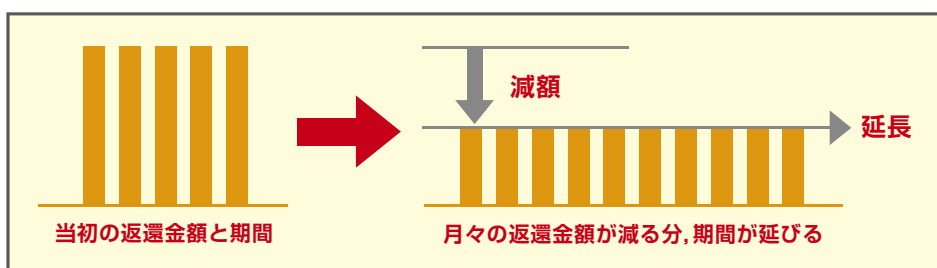
- 本人だけでなく、連帯保証人・保証人(人的保証の場合)および本人以外の連絡先(機関保証の場合)の住所・姓(名字)・勤務先・電話番号等に変更があった場合は、必ず届け出てください。
- 住所・姓(名字)・勤務先・電話番号等の変更は、貸与終了後、スカラネット・パーソナル(40頁参照)で届出可能です。新しい住所の届出がない場合、本機構からの大事な連絡や通知が届かなくなり延滞の原因となります。

返還が難しくなったときは？(24頁～27頁参照)

本人が、経済困難、失業、傷病、災害等の事情により返還が困難になった場合、以下の救済制度を願い出ることができます。

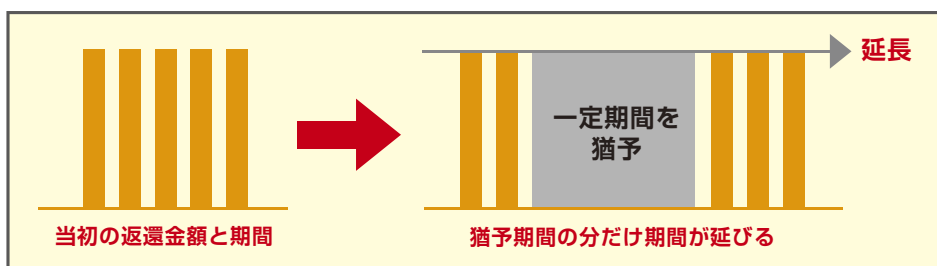
減額返還

- 「返還誓約書」等で約束した返還月額での返還は困難だが、減額すれば返還できる場合、1回あたりの返還月額を1/2もしくは1/3に減額して返還できる制度です。減額返還適用期間に応じて返還期間を延長して返還します。
- 適用期間は**最長15年(180か月)**です。



返還期限猶予

- 一定期間返還を先送りすることができる制度です。
- 適用期間は**通算10年(120か月)**です。



返還を延滞したときは？(30頁～35頁参照)

● 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった返還月額(第二種奨学金の場合は、利子を除く)に対し、**年(365日あたり)3%**の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課(加算)されます。

● 個人信用情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に**延滞3か月以上**になった場合、個人信用情報機関に個人情報が登録されます。

人的保証の場合

- ① 本人に対して
 - ・請求(振替不能通知送付)
 - ・債権回収会社からの電話督促
 - ② 連帯保証人・保証人に対して
 - ・督促状送付
 - ・債権回収会社からの電話督促
- ↓
- 督促後も返還等ない場合
- ③ 本人・連帯保証人・保証人に対して
 - ・債権回収会社が督促・回収
- ↓
- ④ 機構からの一括返還請求
 - ⑤ 法的手続
(裁判所に支払督促の申立等を行う)

機関保証の場合

- ① 本人に対して
 - ・請求(振替不能通知送付)
 - ・債権回収会社からの電話督促
- ↓
- ② 本人に対して
 - ・債権回収会社が督促・回収
- ↓
- ③ 本人に対して
 - ・一括返還請求
 - ・返還未済額の全額請求
 - ④ 機構から保証機関に対して
 - ・代位弁済請求
 - ⑤ 保証機関から本人に対して
 - ・代位弁済額一括請求・督促
 - ・法的手続
(裁判所に支払督促の申立等を行う)

I

貸与終了時にやらなければならないこと(手続)

- ① 「貸与奨学金返還確認票」の内容の確認
- ② 口座振替(リレー口座)の加入手続



1 「貸与奨学金返還確認票」の内容の確認

奨学生採用時に「返還誓約書」を提出している方には、奨学金の貸与が満期となる年度の後半または奨学金の貸与終了時に「**貸与奨学金返還確認票**」が交付されます。

確認事項

- 貸与総額(借用金額)・貸与の状況・返還の条件(目安)等を確認してください。記載事項に疑問等があれば、貸与を受けていたときに在学していた学校に申し出てください。

- ・ 第一種奨学金と同時貸与の入学時特別増額貸与奨学金については、「貸与奨学金返還確認票」が発行されません。「返還誓約書【本人控用】」で確認を行ってください。
- ・ 貸与奨学金返還確認票の「借用金額」欄が「¥0」の場合は、返還は不要です。貸与奨学金返還確認票が作成された後に通学形態等の変更により、貸与額が発生した場合は、貸与奨学金返還確認票が再度作成され、返還が必要になります。
- ・ 貸与奨学金返還確認票が作成された後に通学形態等が変更された場合、貸与奨学金返還確認票の印字内容に変更がなくても、貸与奨学金返還確認票が再度作成される場合があります。

- 保証区分が「機関保証」の場合は、奨学生本人・本人以外の連絡先の記載事項すべて、「人的保証」の場合は、奨学生本人・連帯保証人・保証人に変更がないかを確認してください。
- 記載事項に変更や追加がある場合は、以下のとおり手続をしてください。

貸与中 学校に申し出てください。

貸与終了後 スカラネット・パーソナルや所定の様式等を用いて、速やかに本機構へ届け出てください。

- 「貸与奨学金返還確認票」は、返還が完了するまで大切に保管してください。

I 貸与終了時にやらなければならないこと(手続)

II 第一種奨学金(無利子)の返還

III 第一種奨学金(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合(在学猶予)

VI 返還が困難になった場合(救済制度)

【参考】「貸与奨学金返還確認票」の見本

(1) 第一種奨学金 人的保証(連帯保証人と保証人による保証)の場合

奨学金の種類

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。
 ・貸与種別 第一種:無利子
 ・保証区分 人的保証:連帯保証人および保証人の保証を受ける制度

貸与の状況

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。
 貸与期間,月額等を確認してください。

借用金額

一つの奨学生番号で借用した金額(元金)の合計です。
 月額に変更があった場合も,反映されています。
 ただし,第一種と同時貸与の入学時特別増額貸与奨学金は含まれていませんので,返還誓約書[本人控用]で確認を行ってください。

【第一種人的保証】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は,あなたに奨学金を貸与し,貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し,人的保証制度を選択した方は,連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。また,内容に変更がある場合には,所定の届出が必要です(裏面参照)。
 なお,給付奨学金又は授業料等減免の支援対象者で,第一種奨学金の貸与月額が調整され貸与額計が0円となる予定の方は,「借用金額」欄が「¥0」と表示されています。この場合の留意事項は,裏面を参照してください。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

令和 4 年 9 月 2 日

借用金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	619-XX-XXXXXX	CD	9	採用種別	在学
	在学学校	日本学生支援大学				
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7				
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-0000		
	フリガナ	キコウ シュンコ				
	氏名	機構 順子				
		平成 12 年 10 月 27 日生	性別	女		
貸与の状況	貸与期間	2019年4月～2023年3月	貸与回数	48回	貸与月額	51000円
						貸与額計 2448000円

返還の条件(目安)	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	月賦返還	毎月27日	180回	13600円	13600円	13600円
*1	月賦返還選択時の総支払額					2448000円
併用返還	月賦分	毎月27日	180回	6800円	6800円	6800円
	半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	40800円	40800円	40800円
2	併用返還選択時の総支払額					2448000円

	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金	
月賦返還	毎月27日	***回	***円	***円	***円	
	月賦返還選択時の総支払額					***円
併用返還	月賦分	毎月27日	***回	***円	***円	***円
	半年賦分	毎年1・7月の27日	***回	***円	***円	***円
	併用返還選択時の総支払額					***円

記載はありません(*印字)。

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は,奨学金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において,当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が,学校,金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが,その他の目的には利用されません。機関保証加入者については,機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また,行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は,適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

返還の条件(目安)

あなたが選択した割賦方法による返還期日,返還回数,割賦金,総支払額等を確認してください。

奨学生本人

あなたの奨学生番号,住所(返還誓約書または住所変更届等で届け出た住所),電話番号,氏名,生年月日,性別等です。

I 貸与終了時にやらなければならないこと(手続)

II 第一種奨学金(無利子)の返還

III 第一種奨学金(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合(在学猶予)

VI 返還が困難になった場合(救済制度)

I 貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

II 第一種奨学金
(無利子)の返還

III 第二種奨学金
(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出


V 在学している場合
(在学猶予)

VI 返還が困難になった
場合(救済制度)

- ① 返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「連帯保証人」です。
- ② 返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「保証人」です。

2017年度以降採用者で、
「所得連動返還方式」を選択した方は
〔所得連動返還方式〕と印字されて
います。

2017年度以降採用者で、猶予年限特例の方は
〔猶予年限特例〕と印字されています。なお、
「所得連動返還型無利子奨学金制度」の方は、
〔所得連動返還型無利子奨学金〕と印字されて
います。

QRコード	979575 075 001299 7T101257XA0000001#	[所得連動返還方式 (猶予年限特例)]									
連帯保証人	住所 〒162 - 0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7										
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ キコウ イチロウ 続柄 父										
	氏名 機構 一郎										
	勤務先 昭和 39年 2月 2日生 ① (株) 奨学建設										
	電話番号 03-0000-1111										
保証人	住所 〒153 - 8503 東京都目黒区駒場4丁目 5-29										
	電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ ショウガク ハナコ 続柄 おば										
	氏名 奨学 花子										
	勤務先 昭和 45年 4月 4日生 ② (有) 機構商店										
	電話番号 03-0000-3333										
***	住所 〒 -										
***	*****										
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** フリガナ 続柄										
***	氏名 *****										
	**年 **月 **日生										
<p>(返還開始に際してのお願い)</p> <ol style="list-style-type: none"> 返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りの奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。 口座振替(リレー口座)加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書(預・貯金者控)1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。 											
	<table border="1"> <tr><td>学校番号</td><td>104900</td><td rowspan="4">★</td></tr> <tr><td>区分</td><td>00</td></tr> <tr><td>学部学科</td><td>2006</td></tr> <tr><td>学籍No</td><td>123456</td></tr> </table>	学校番号	104900	★	区分	00	学部学科	2006	学籍No	123456	
学校番号	104900	★									
区分	00										
学部学科	2006										
学籍No	123456										
	 104900 2022/09/02 000001(2019/07)										

(2) 第二種奨学金 機関保証の場合

奨学金の種類

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。
 ・貸与種別 第二種:有利子
 ・保証区分 機関保証:保証機関の連帯保証を受ける制度

貸与の状況

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。
 貸与期間、月額等を確認してください。

借入金額

一つの奨学生番号で借入した金額(元金)の合計です。
 月額に変更があった場合も、反映されています。

【第二種機関保証】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。また、内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です(裏面参照)。

なお、給付奨学金又は授業料等減免の支援対象者で、第一種奨学金の貸与月額が調整され貸与額計が0円となる予定の方は、「借入金額」欄が「¥0」と表示されています。この場合の留意事項は、裏面を参照してください。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

令和 4 年 9 月 2 日

借入金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	819-XX-XXXXXX	CD	9	採用種別	在学	
	在学	日本学生支援大学					
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7					
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-0000			
	フリガナ	キコウ シュンコ					
	氏名	機構 順子					
		平成 12 年 10 月 27 日生			性別	女	
貸与の状況	2019 年 4 月 ~ 2023 年 3 月	貸与回数	48 回	貸与月額	50000 円	貸与額計	2400000 円
	年 月 ~ 年 月						
	年 月 ~ 年 月						
	年 月 ~ 年 月						

返還の条件(目安)	返還期日	返還回数	初回割賦金		割賦金		最終割賦金	
			回数	金額	金額	金額	金額	
月賦返還	毎月27日	180回		16769 円	16769 円	16917 円		
*1	月賦返還選択時の総支払額		(利子込み)			3018568 円		
併用返還	月賦分 毎月27日	180回	8384 円	8384 円	8516 円			
	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	50355 円	50355 円	50361 円			
2	併用返還選択時の総支払額		(利子込み)			3019908 円		

選択された利率の算定方法: 利率固定方式
 注: 利率が未確定なため、返還の条件(目安)は、上限利率の年3.0%(増額貸与部分は、年3.2%)で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

[参考] 令和4年 8月貸与終了者に実際に適用された利率(年X.XXX%, 増額貸与部分は年X.XXX%)で計算した場合の返還例(※この利率があなたに適用されるわけではありません)

返還の条件	返還期日	返還回数	初回割賦金		割賦金		最終割賦金	
			回数	金額	金額	金額	金額	
月賦返還	毎月27日	180回		13688 円	13688 円	13868 円		
	月賦返還選択時の総支払額		(利子込み)			2464020 円		
併用返還	月賦分 毎月27日	180回	6843 円	6843 円	7068 円			
	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	41073 円	41073 円	41085 円			
	併用返還選択時の総支払額		(利子込み)			2464167 円		

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

返還の条件(目安)

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払額等を確認してください。また、選択された利率の算定方法(「利率固定方式」または「利率見直し方式」)が印字されていますので、こちらも確認してください。

奨学生本人

あなたの奨学生番号、住所(返還誓約書または住所変更届等で届け出た住所)、電話番号、氏名、生年月日、性別等です。

I 貸与終了時にやらなければならないこと(手続)

II 第一種奨学金(無利子)の返還

III 第一種奨学金(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合(在学猶予)

VI 返還が困難になった場合(救済制度)

I 貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

II 第一種奨学金
(無利子)の返還

III 第一種奨学金
(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合
(在学猶予)

VI 返還が困難になった
場合(救済制度)

- ① 返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「本人以外の連絡先」です。
- ② 記載はありません(*印字)。

979575 075 001299
7T101257XA0000004#

本人以外の 連絡先	住所 〒153 - 8503 東京都目黒区駒場4丁目 5-29 電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 080-9999-9999 <small>フリガナ キコリ シノブ</small> <small>続柄 父</small> 氏名 機構 次郎 昭和 51年 1月 1日生 勤務先 ***** 電話番号 *****
①	

住所 〒 -	***** ***** 電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** <small>フリガナ</small> <small>続柄</small> 氏名 ***** **年 **月 **日生 勤務先 ***** 電話番号 *****
②	

住所 〒 -	***** ***** 電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** <small>フリガナ</small> <small>続柄</small> 氏名 ***** **年 **月 **日生

(返還開始に際してのお願い)

1. 返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。
借った奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
2. 口座振替(りれい口座)加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。
その際、加入申込書(預・貯金者控)1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。

104900 2022/09/02
000001 (2019/07)

学校番号	104900
区分	00
学部学科	2006
学籍No.	123456

★

2 口座振替(リレー口座)の加入手続

奨学金の返還は、口座振替(引き落とし)により行います。所定の「**口座振替(リレー口座)加入申込書**」で手続してください。繰上返還をする方や進学する方も含め、**必ず全員が加入しなければなりません**。ただし、併給調整等により貸与額が0円の奨学生番号は除きます。

なお、奨学金振込口座を返還の振替用口座としたい場合でも、加入手続が必要です。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/furikae/kanyu.html>



● 加入手続および「預・貯金者控」のコピーの提出

必ず「**口座振替(リレー口座)加入申込書**」を金融機関の窓口へ提出して加入手続を行い、金融機関から受け取った「**預・貯金者控**」の原本は手元で保管し、コピーを学校が指示する期日までに学校に提出してください。

【注意】

- 奨学生本人以外の預・貯金口座でも申込みができます。
- 「**口座振替(リレー口座)加入申込書**」には、今回貸与終了する奨学生番号を記入してください。奨学生番号が二つ以上ある場合は、以下の点に注意してください。
 - 貸与終了年月が同じである場合は、いずれか一つの奨学生番号を記入する。
 - 第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金(第二種奨学金)を受けていた場合は、第一種奨学金の奨学生番号を記入する。
- 他の奨学生番号で、すでに**口座振替(リレー口座)**に加入済の場合も、今回貸与終了する奨学金について再度加入手続をしてください。加入済の口座と今回手続をする口座の**預・貯金者名**が同一の場合は、加入手続後に今回の加入口座に統一されます。
- 奨学生番号が二つ以上あり、それぞれ別の口座からの返還を希望する場合は、加入手続をしたうえで貸与終了後、奨学金相談センター(裏表紙参照)までお問合せください。
- 併給調整等により貸与額が0円で貸与終了となった**第一種奨学金以外**に返還が必要な奨学生番号がある場合(入学時特別増額貸与奨学金(第二種奨学金)を含む)は、**口座加入手続**が必要です。この場合、**第一種奨学金以外**の返還が必要な奨学生番号で加入手続をお願いします。

● 加入後について

【注意】

- 加入手続後、勤務先等の変更があった場合は、貸与終了後2か月経過してからスカラネット・パーソナルで必ず届け出てください。
- 「**口座加入通知**」は、通常、手続後約1~2か月で届きます。ただし、2023年3月貸与終了者には2023年8月上旬~中旬に届きます。

取扱金融機関

ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行(三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行のみ)、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会および一部の漁業協同組合

※取り扱っていない金融機関

外国銀行、インターネット専門銀行(楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行等)、その他一部の銀行(イオン銀行、新生銀行、セブン銀行、あおぞら銀行等)、一部の信用組合

I 貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

II 第一種奨学金
(無利子)の返還

III 第一種奨学金
(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合
(在学猶予)

VI 返還が困難になった
場合(救済制度)

【参考】口座振替(リレー口座)加入申込書記入例(ゆうちょ銀行以外の場合)

金融機関の窓口へ「口座振替(リレー口座)加入申込書」を提出して加入手続を行い、金融機関から、取扱店の受付印が押印された3枚目(様式3の「預・貯金者控」)のみを受け取ってください。1枚目や2枚目を受け取ってしまうと、口座登録ができません。

黒のボールペンで丁寧に記入してください。
(文字が消せるペンは使わないでください。)

通帳に記載されている
口座番号を記入。

金融機関に届け出ている
住所を記入。

**共通記入欄は必ず
記入してください。**

共通記入欄に記入漏れがあると、個人の特定ができません。奨学生番号が分からない場合は、「貸与奨学金返還確認票」を確認するか、学校に問合せてください。

フリガナの姓と名は1字空け、濁点と半濁点は1字として記入してください。

※勤務先について

- ・勤務(内定)している会社名等を記入し、電話番号は代表番号等を記入する。
- ・進学等で引き続き在学する場合、勤務先は記入しない。

※旧姓について

貸与期間中に改姓している場合、旧姓を記入する。

辞退・退学等で貸与を終了した方はチェックボックス「」に✓を記入する。

様式1 日本学生支援機構奨学金返還 自動払込利用申込書 預金口座振替依頼書 (金融機関用)

ゆうちょ銀行 御中 (貯金者→ゆうちょ銀行→貯金事務センター)
私は、日本学生支援機構奨学金を私名義の下記口座から自動払込みによって返還したいので申し込みます。
(※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み機能が適用されます。)

払込先口座番号	00190-9-579016	払込先加入者名	日本学生支援機構	払込日	割賦金支払月(休業日の場合は翌営業日)
種目コード	166271	記号(6桁目がある場合は※欄に記入してください)	0	番号(右つめて記入してください)	

フリガナ 氏名 住所 都道府県 電話番号

金融機関 御中 (預金者→取扱金融機関)
私は、日本学生支援機構奨学金の返還を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので、裏面の預金口座振替規定を確認の上依頼します。

本機構コード	6389	金融機関コード	店コード	預金種目	(振替日) 割賦金支払月の27日 (休業日は翌営業日)	検印	
取扱金融機関名	〇〇	信用金庫	労働金庫	信用組合	農協・漁協	本店	
おおよび支店名	〇〇	信用金庫	労働金庫	信用組合	農協・漁協	支店	
フリガナ	キコウ シュンコ	預氏名	機構 順子	住所	東京 新宿区市ヶ谷本村町10-7 ハイッ市ヶ谷101号	電話番号	TEL 03-XXXX-XXXX

共通記入欄

奨学生番号	619-XX-XXXXXX	生年月日	昭和 平成 X年XX月XX日
フリガナ	キコウ シュンコ	奨氏名	機構 順子
勤務先名(内定先)	XX商事株式会社	勤務先TEL	03-XXXX-XXXX
学籍番号	IX08XXXX	辞退・退学等で貸与終了の場合(3月満期以外)は✓を記入	<input type="checkbox"/>

① 二枚目以降訂正印は押さないでください。(金融) 2022.8.5

I 貸与終了時にやらなければならないこと(手続)

II 第一種奨学金(無利子)の返還

III 第一種奨学金(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合(在学猶予)

VI 返還が困難になった場合(返済制度)

II

第一種奨学金(無利子)の返還

2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、返還誓約書において「定額返還方式」または「所得連動返還方式」のいずれかの返還方式を選択しています(2016年度以前に採用された方の返還方式は、定額返還方式のみです)。

1 定額返還方式による返還

定額返還方式とは、貸与総額(借用金額)に応じて決定された一定の金額で返還する返還方式です。

(1) 割賦方法

返還誓約書で**月賦返還**または**月賦・半年賦併用返還**(以下「併用返還」という。)のいずれかを選択しています。返還誓約書で決めた割賦方法は、原則として変更できません。

(2) 返還期日

貸与終了の翌月から数えて**7か月目の月(3月に貸与終了した場合は10月)の27日**が初回返還日です。以降、毎月27日に月賦分を振替用口座から引き落とします。併用返還の場合は、毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に月賦分と半年賦分の合計額(月賦返還額の約7倍の額)を引き落とします。なお、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(3) 返還期間(回数)

返還回数は、貸与総額(借用金額)を14頁の「奨学金返還年数算出表」に定める「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」(小数点以下切り捨て)の12倍の回数です。なお、併用返還の半年賦分の返還回数は、貸与総額(借用金額)を「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」の2倍の回数です。

【例. 貸与総額 2,160,000円の場合】

月賦返還・・・ $2,160,000円 \div 150,000円(※) = 14.4年 \rightarrow 14年 \times 12 = 168回$

併用返還・・・月賦分 $2,160,000円 \div 150,000円(※) = 14.4年 \rightarrow 14年 \times 12 = 168回$

半年賦分 $2,160,000円 \div 150,000円(※) = 14.4年 \rightarrow 14年 \times 2 = 28回$

※14頁「奨学金返還年数算出表」参照

割賦方法		返還期日	返還期間(回数)
月賦返還		毎月27日	「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数の12倍の回数
併用返還	月賦分	毎月27日	「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数の12倍の回数
	半年賦分	1月および7月の27日	「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数の2倍の回数

第一種奨学金と第二種奨学金を併せて貸与を受けた場合

貸与終了年月が同じ場合、それぞれの貸与総額(借用金額)を合計して返還回数を算出します。

I

貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

II

第一種奨学金
(無利子)の返還

III

第一種奨学金
(有利子)の返還

IV

返還中の各種届出

V

在学している場合
(在学猶予)

VI

返還が困難になった
場合(救済制度)

【奨学金返還年数算出表】

貸与総額(借入金額)	割賦金の基礎額	貸与総額	割賦金の基礎額
200,000円以下	30,000円	1,300,001円～1,500,000円	110,000円
200,001円～400,000円	40,000円	1,500,001円～1,700,000円	120,000円
400,001円～500,000円	50,000円	1,700,001円～1,900,000円	130,000円
500,001円～600,000円	60,000円	1,900,001円～2,100,000円	140,000円
600,001円～700,000円	70,000円	2,100,001円～2,300,000円	150,000円
700,001円～900,000円	80,000円	2,300,001円～2,500,000円	160,000円
900,001円～1,100,000円	90,000円	2,500,001円～3,400,000円	170,000円
1,100,001円～1,300,000円	100,000円	3,400,001円以上	総額の20分の1

(4) 返還月額

「返還月額」とは、奨学金の返還にあたり約定で決められた、毎月(半年賦分は1・7月のみ)返還しなければならない金額(割賦金)です。

貸与総額(借入金額)および割賦方法により算出された返還回数で月賦分、半年賦分を均等に返還します。

割賦方法別による返還月額【例. 貸与総額2,160,000円, 10月から返還開始】

返還月		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	最終月
割賦方法	月賦	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,881
	併用											
併用	月賦分	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,524
	半年賦分				38,571						38,571	38,583

【例①：月賦返還：貸与総額2,160,000円の場合】
 $2,160,000円 \div 168月 = 12,857.14... \div 12,857円/月$

【例②：併用返還：貸与総額2,160,000円の場合】
 月賦分 → $1,080,000円 \div 168月 = 6,428.57... \div 6,428円/月$
 半年賦分 → $1,080,000円 \div 28回 = 38,571.42... \div 38,571円/年2回$

(5) 返還方式の変更(定額返還方式→所得連動返還方式)

2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、**定額返還方式から所得連動返還方式**(15頁参照)へ変更することが可能です。

● 保証制度

機関保証制度を選択していることが条件となっています。人的保証制度を選択している方は**機関保証制度に変更する必要があります**。機関保証制度への変更には、保証料を保証機関に一括で支払う必要があります。

● 変更手続

所得連動返還方式への変更を希望する場合は、以下の**【提出書類】**を簡易書留で提出してください(簡易書留に係る郵便料金は本人の負担となります)。書類の提出先は、申請書類等に記載しています。

【提出書類】

- a 「第一種奨学金返還方式変更届(返還者用)」または「第一種奨学金返還方式変更届兼保証の変更依頼書」
- ・ 奨学金申込時にマイナンバーを提出していない場合は以下のb～dの提出も必要です。
 - b 「マイナンバー提出書」
 - c 番号確認書類(「個人番号カード」等のコピー)
 - d 身元確認書類(「運転免許証」等のコピー)

- ・ 所得連動返還方式にかかる保証変更や申請書類(「第一種奨学金返還方式変更届(返還者用)」,「第一種奨学金返還方式変更届兼保証の変更依頼書」,「マイナンバー提出書」)については、奨学金相談センター(裏表紙参照)にお問合せください。
- ・ 所得連動返還方式の返還月額は、本機構ホームページ「奨学金貸与・返還シミュレーション」で試算できます。
- ・ 延滞している場合や口座加入手続が完了していない場合は、返還方式の変更はできません。

I 貸与終了時にやらなければならないこと(手続)

II 第一種奨学金(無利子)の返還

III 第一種奨学金(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合(在学猶予)

VI 返還が困難になった場合(救済制度)

2 所得連動返還方式による返還

所得連動返還方式とは、前年の課税対象所得（課税総所得金額）に応じて返還月額が決まる返還方式です。2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、この方式を選択することができます。

所得に応じた返還月額となるため、所得が少ない場合は返還月額も少なくなります。一方、所得が多い場合は返還月額も多くなります。

所得が一定程度となるまでの間は、定額返還方式よりも返還月額が少なくなりますが、所得が一定程度を超えると定額返還方式よりも返還月額が多くなります。なお、返還が必要な総額は定額返還方式と変わりません。

(1) 割賦方法

月賦返還のみとなります（月賦・半年賦の併用返還は選択できません）。

(2) 返還期日

貸与終了の翌月から数えて**7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）の27日**が初回返還日です。以降、毎月27日に月賦分を振替用口座から引き落とします。なお、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(3) 返還月額

「返還月額」とは、奨学金の返還にあたり約定で決められた毎月返還しなければならない金額（割賦金）です。

毎年、前年の課税対象所得に応じて10月から翌年9月までの返還月額が決まります。（返還初年度のみ定額返還方式で算出した割賦金の半分か返還額となります。）

なお、返還月額の最低金額は2,000円となります。

① 返還初年度		② 返還2年目（以降）	
10月	9月 10月		9月
定額返還方式で算出した割賦金の半分		所得に応じた返還月額	

① 返還初年度（返還開始から最初の9月まで）の返還月額

返還初年度は、定額返還方式により算出した割賦金の半分（1円未満の端数は切り捨て）が返還月額となります。ただし、算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。また、定額返還方式により算出した割賦金の半額での返還が困難な場合は、願い出（申請書類またはスカラネット・パーソナル）により月額2,000円に変更することが可能です。

返還初年度の期間は、返還開始翌月以降の最初の9月までとなります（最長12か月（10月～翌9月）、最短1か月（9月のみ））。

② 返還月額の見直し（返還開始翌月以降の10月）後の返還月額

ア 返還月額の見直し時期

最初の返還月額の見直しを返還開始翌月以降の10月に行い、その月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還となります。初回の返還月額の見直し以降は、前年の課税対象所得が確定する6月以降に、本機構が個人番号（マイナンバー）を利用して取得した前年の課税対象所得で返還月額を算出し、10月から翌年9月まで算出された返還月額で返還します。

I 貸与終了時に
やらなければならない
こと（手続）

II 第一種奨学金
（無利子）の返還

III 第一種奨学金
（有利子）の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合
（在学猶予）

VI 返還が困難になった
場合（救済制度）

返還者が被扶養者(17頁参照)の場合は、返還者と扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します。そのため、扶養者の個人番号(マイナンバー)の提出が必要です。

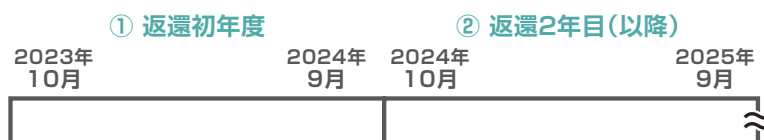
なお、返還月額の算出には、マイナンバー等本機構の定める書類の提出が必要です。また、個人番号(マイナンバー)が利用できない場合は、本機構から課税証明書等の提出を求める場合があります。

[初回の返還月額見直しの時期の例]

- 2022年9月に貸与終了の場合・・・2023年4月から返還開始、2023年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始



- 2023年3月に貸与終了の場合・・・2023年10月から返還開始、2024年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始



- 2023年6月に貸与終了の場合・・・2024年1月から返還開始、2024年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始



イ. 返還月額の算定

前年の課税対象所得に9%をかけた額が10月から翌年9月までの要返還額となり、12で割った額(1円未満の端数は切り捨て)が返還月額になります。ただし、算出された額が2,000円未満となる場合は2,000円が返還月額となります。

なお、返還月額の算定は、所得連動返還方式を選択した奨学金ごとに行います。

返還月額の最低金額は2,000円です。前年の収入・所得が0円の場合でも、返還月額は0円になりません。

[初回の見直し以降の返還月額の算出方法]

<課税対象所得に応じた返還月額の例>

- ・ 年収200万円(課税対象所得 62万円)⇒返還月額4,650円
(620,000×9%÷12=4,650円)
- ・ 年収300万円(課税対象所得 119万円)⇒返還月額8,925円
(1,190,000×9%÷12=8,925円)
- ・ 年収400万円(課税対象所得 179万円)⇒返還月額13,425円
(1,790,000×9%÷12=13,425円)

③ 最終返還月額

返還の最終年度において、算出された返還月額により返還した結果、返還残額が返還月額未満となった場合、当該返還残額を最終の返還月額に加えます。ただし、返還残額が100円以上である場合、返還回数を1回増やし、当該返還残額が最終の返還月額となります。

(4)返還が困難な場合

返還が困難な場合は、以下の制度を願い出ることができます。

● 返還初年度における最低返還月額

返還初年度において、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は、願い出(申請書類またはスカラネット・パーソナル)により最低返還月額2,000円で返還することができます。申請の際、証明書類等は不要です。手続の詳細については、奨学金相談センター(裏表紙参照)にお問合せください。

● 返還期限猶予(25頁～27頁参照)

返還が困難な場合は、返還期限猶予を願い出ることができます。

所得連動返還方式では課税対象所得に応じて返還月額が設定されるため、減額返還制度の対象になりません。また、延滞している場合、口座加入の手続が完了していない場合は、最低返還月額2,000円による返還の申請はできません。

(5)被扶養者^(*)となった場合

返還者が被扶養者である場合または返還中に返還者が被扶養者となった場合は、返還者と扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します。そのため、扶養者の「マイナンバー提出書」と「個人番号カード」等のコピーを同封して、本機構指定の宛先に簡易書留で提出する必要があります(簡易書留に係る郵便料金は本人の負担となります)。詳細は本機構から送られる通知等で確認してください。

※地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者および同項第9号に規定する扶養親族をいう。

- ・奨学金の貸与が終了した後は、所得連動返還方式から定額返還方式への変更はできません。
- ・以下の場合、所得連動返還方式を選択していても、定額返還方式により算出した返還月額での返還となります。
 - ・「マイナンバー提出書」等、本機構の定める書類を提出しなかった場合
 - ・海外長期滞在等により、本機構が課税対象所得を把握できなかった場合
 - ・課税証明書等の提出を求められたにもかかわらず、本機構の定める期限までに提出しなかった場合
 - ・被扶養者となった際に、返還者と扶養者の課税対象所得の合計を元に算出した返還月額が、定額返還方式により算出した返還月額を超える場合

I

貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

II

第一種奨学金
(無利子)の返還

III

第一種奨学金
(有利子)の返還

IV

返還中の各種届出

V

在学している場合
(在学猶予)

VI

返還が困難になった
場合(救済制度)

Ⅲ

第二種奨学金(有利子)の返還

定額返還方式による返還

第二種奨学金の返還方式は、貸与総額(借用金額)に応じて毎月の返還金額が決まる定額返還方式のみとなります。

(1) 割賦方法

返還誓約書で月賦返還または月賦・半年賦併用返還(以下「併用返還」という。)のいずれかを選択しています。返還誓約書で決めた割賦方法は、原則として変更できません。

(2) 返還期日

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月(3月に貸与終了した場合は10月)の27日が初回返還日です。以降、毎月27日に月賦分を振替用口座から引き落とします。併用返還の場合は、毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に月賦分と半年賦分の合計額(月賦返還額の約7倍の額)を引き落とします。なお、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(3) 返還期間(回数)

返還回数は、貸与総額(借用金額)を「奨学金返還年数算出表」(14頁参照)に定める「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」(小数点以下切り捨て)の12倍の回数です。なお、併用返還の半年賦分の返還回数は、貸与総額(借用金額)を「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」の2倍の回数です。

(4) 利子

第二種奨学金は、利子付きです。在学中は無利子ですが、貸与終了の翌月1日から利子が発生します。また、初回返還期日までの期間に据置期間利息が発生します。

なお、返還期限猶予中の期間については、利子は発生しません。

※「緊急特別無利子貸与型奨学金」の対象者については、利子分を国が負担することになりますので、利子は発生しません。

〔据置期間利息〕

● 月賦返還の場合

貸与終了の翌月1日から初回返還期日の前月27日までの利子
〔例〕貸与終了2023年3月、初回返還期日2023年10月27日の場合
据置期間2023年4月1日～2023年9月27日

● 併用返還における半年賦返還の場合

貸与終了の翌月1日から初回返還期日の6か月前の月の27日までの利子
〔例〕貸与終了2023年3月、半年賦初回返還期日2024年1月27日の場合
据置期間 2023年4月1日～2023年7月27日

在学猶予を適用した場合、在学期間終了後、据置期間があり、据置期間利息が発生します。

Ⅰ 貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

Ⅱ 第一種奨学金
(無利子)の返還

Ⅲ 第一種奨学金
(有利子)の返還

Ⅳ 返還中の各種届出

Ⅴ 在学している場合
(在学猶予)

Ⅵ 返還が困難になった
場合(救済制度)

(5) 利率

利率は、奨学生に採用された年度によって異なります。

● 利率算定方法(利率固定方式, 利率見直し方式)の選択

利率は、奨学金の申込時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます(奨学金振込中に「利率の算定方法」の変更を届け出た場合は、最後に届け出た「利率の算定方法」に基づいて算定されます)。原資となる国からの借入金の利率等に基づきますが、いずれの方式も利率は**年3%**が上限です。直近の利率は、本機構ホームページでご確認ください。

なお、利率の算定方法は、貸与が終了する一定期間前まで変更ができます。

● 「利率固定方式」と「利率見直し方式」について

ア. 利率固定方式・・・「貸与終了時点で決定した利率」が返還完了まで適用されます。

イ. 利率見直し方式・・・「貸与終了時点で決定した利率」を、返還期間中おおむね5年ごとに見直します。

「貸与終了時点で決定した利率」とは、奨学金の交付に充てた資金の借り換えに充てる財政融資資金(第二種奨学金の財源として国から借り入れた資金)の利率を指します。財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率を加重平均して利率を決定します。

[参考] 令和4年3月に貸与が終了した奨学金の利率

- 利率固定方式: 年0.369%
- 利率見直し方式: 年0.040%

(6) 返還月額

貸与総額(借入金額)および割賦方法に応じた返還回数で元利均等計算して得た額に、据置期間利息を返還回数で割った額を上乗せした額を返還します。なお、併用返還の場合は貸与総額(借入金額)を二分し、月賦分、半年賦分の返還月額をそれぞれの返還回数により算出します。

割賦方法別による割賦金【例. 貸与総額2,400,000円, 利率 年3%, 10月から返還開始】

返還月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	最終月
割賦方法											
月 賦	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,917
併用	月賦分	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,516
	半年賦分				50,355					50,355	50,361

(7) 増額貸与を受けた場合の利率の算定方法

私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する方または法科大学院に在学する方が、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率、および入学時特別増額貸与奨学金を受けた方の利率は、基本月額に係る利率と増額貸与利率を加重平均して決定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりとします。

- 基本月額に係る利率・・・「利率固定方式」または「利率見直し方式」に従って算定します。
- 増額貸与利率・・・原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします。

IV

返還中の各種届出

以下の場合、届出が必要になります。

- ① 住所・氏名・電話番号等に変更があった場合
- ② 連帯保証人・保証人(人的保証)を変更する場合
- ③ 本人以外の連絡先(機関保証)を変更する場合
- ④ 返還金を引き落とすための振替用口座を変更する場合

1 住所・氏名・電話番号等の変更

本人・連帯保証人・保証人および本人以外の連絡先(機関保証)の方の**住所・姓(名字)・勤務先・電話番号等**に変更があった場合は、速やかに**スカラネット・パーソナル**で届け出てください。

- ・届出がない場合、本機構からの重要な通知が届かなくなり、延滞金が賦課される原因になる等、大変不利益なことも生じます。
- ・転居の場合は本機構に届け出るとともに、必ず郵便局に転居届を提出してください。なお、貸与中(まだ、在学中で奨学金の振込が終了していない)の場合は、変更届の様式が異なりますので、在学している学校に申し出てください。

スカラネット・パーソナルが利用できない場合は、郵送・FAXで「転居・改氏名・勤務先(変更)届」を提出してください。詳細は本機構ホームページを参照してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/jushoshimei.html>



【注意】

- a 改姓等による口座名義の変更は、先に金融機関に名義変更を届出した後、奨学金相談センター(裏表紙参照)へ電話で連絡してください。
- b 本機構に届け出た個人番号(マイナンバー)が変更となった場合は、手続用紙をお送りしますので奨学金相談センター(裏表紙参照)へ電話してください。
- c 改名(改姓を除く)の場合、その事実のわかる証明書(新旧氏名のわかる公的証明)を「転居・改氏名・勤務先(変更)届」(本機構ホームページを参照)に添付して提出してください。
- d 本機構に届出がなく住所が分からなくなった場合は、役場等に照会し調査することがあります。

2 連帯保証人変更届, 保証人変更届

連帯保証人, 保証人の死亡等で、別の方に変更する場合に用います。変更する場合は、「連帯保証人変更届」「保証人変更届」の様式を、本機構のホームページから印刷し、速やかに郵送で届け出てください。なお、貸与中(まだ、在学中で奨学金の振込が終了していない)の場合は以下(1)~(4)による届出ではなく、在学している学校に申し出てください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/remponin.html>



「連帯保証人変更届」・「保証人変更届」および添付書類は、奨学生番号ごとに提出が必要です。

I 貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

II 第一種奨学金
(無利子)の返還

III 第一種奨学金
(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合
(在学猶予)

VI 返還が困難になった
場合(救済制度)

(1) 連帯保証人を変更する場合

新たに連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑登録証明書および収入に関する証明書類(源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書、確定申告書(控)[税務署の受付印があるもの]※等)を添付してください。

※電子申告を行った場合は、「申告した内容を確認する帳票(申告内容確認票)」に「受付結果(受信通知:「メール詳細」画面)」または「即時通知」を添付してください。

(2) 保証人を変更する場合

新たに保証人となる方が自署・押印をし、印鑑登録証明書を添付してください。

※保証人の返還すべき金額は、本人が返還すべき返還未済額の2分の1となります(「分別の利益」)。また、「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められています。

(3) 4親等以内の親族でない方を連帯保証人・保証人にする場合、または65歳以上の方を保証人にする場合

貸与総額(借用金額)の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる方であれば選任できます。その場合は、2.(1)・(2)の他に、奨学生番号ごとに「**返還保証書**」および**資産等を証明する書類**(源泉徴収票・確定申告書(控)[税務署の受付印があるもの]・**所得証明書等**(すべて直近のもの・コピー可))を提出してください。

(4) 「第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)」または「第二種奨学金(海外)」の貸与を受けた方で、連帯保証人・保証人を変更する場合

用紙が異なりますのでご注意ください。(「海外留学奨学金用」を本機構のホームページからダウンロードしてください。)

※機関保証制度・人的保証制度の両方に加入しているため、保証人の返還すべき金額は本人が返還すべき返還未済額の3分の1となります(「分別の利益」)。

【参考1】連帯保証人・保証人の選任条件((1)~(4)共通)

連帯保証人	原則として、父母・兄弟姉妹またはおじ・おば等を選んでください。
保証人	父母以外の、本人および連帯保証人と別生計の方で、原則4親等以内の65歳未満の親族(兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等)を選んでください。
共通	<p>① 未成年者・学生・債務整理中の方等保証能力がない方は認められません。</p> <p>② 奨学生本人の配偶者(婚約者を含む)は認められません。</p> <p>③ 2002年度以降に採用された奨学金にかかる届出の場合、次のア・イのいずれかに当てはまるときは、下記【参考2】の書類に加えて「返還保証書」および収入・資産等の証明書類の添付が必要です(連帯保証人については返還総額の返還を、保証人については上記(2)の場合は返還総額の2分の1、上記(4)の場合は返還総額の3分の1の返還を確実に保証できる収入・資産のある方を選任していただくこととなります)。</p> <p>ア 4親等以内の親族でない方を連帯保証人・保証人にする場合</p> <p>イ 届出の時点で65歳以上の方を保証人にする場合</p> <p>④ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に奨学生本人が、満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。</p>

I 貸与終了時
やらなければならない
こと(手続)

II 第一種奨学金
(無利子)の返還

III 第一種奨学金
(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合
(在学猶予)

VI 返還が困難になった
場合(救済制度)

【参考2】新連帯保証人・新保証人の届出時の必要書類

連帯保証人	① 印鑑登録証明書(コピー不可) ② 収入に関する証明書類(コピー可) ・ 給与所得の場合…所得証明書または源泉徴収票等 ・ 給与所得以外の場合…所得証明書または確定申告書(控)等 確定申告書(控)[税務署の受付印があるもの]※ ※ 電子申告を行った場合は、「申告した内容を確認する帳票(申告内容確認票)」に 「受付結果(受信通知:「メール詳細」画面)」または「即時通知」を添付してください。
保証人	① 印鑑登録証明書(コピー不可)

※証明書類は、奨学生番号ごとに提出が必要です。
 ※証明書類は、変更届の記入日から3か月以内に発行されたものを添付してください。
 ※前頁2.(3)も参照してください。

3 本人以外の連絡先の変更(機関保証制度加入者)

機関保証制度加入者が「本人以外の連絡先」として届け出ている方を、別の方に変更する場合は、**「本人以外の連絡先(機関保証)変更届」**を郵送で提出してください。様式は本機構ホームページを参照してください。

なお、本機構が本人と連絡を取れない場合、電話等によって「本人以外の連絡先」に本人の住所や電話番号等を照会することがありますので、新たに「本人以外の連絡先」となる方に対しては、あらかじめ役割をよく説明して承諾を得てください。なお、「本人以外の連絡先」となる方は債務者でないため、その方に返還状況等をお知らせすることはありません。

また、すでに届け出ている方の住所・電話番号等に変更があった場合は、**スカラネット・パーソナル**で変更してください。スカラネット・パーソナルが利用できない場合は、郵送・FAXで「**転居・改氏名・勤務先(変更)届**」を提出してください。詳細は本機構ホームページを参照してください。

ただし、貸与中(まだ、在学中で奨学金の振込が終了していない)の場合は、在学している学校に申し出てください。

4 振替用口座(リレー口座)の変更

振替用口座を変更する場合は、改めて加入手続を行ってください。

加入手続については本機構のホームページをご確認ください。

なお、新口座への変更は、**手続後1~2か月程度**かかります。変更後は、新口座からの振替日を「振替開始のお知らせ」で通知します。新口座からの振替が開始されるまでは、旧口座からの振替になりますので解約しないでください。

奨学生番号が二つ以上あり、それぞれ別の口座からの返還を希望する場合は、奨学金相談センター(裏表紙参照)までお問合せください。

I 貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

II 第一種奨学金
(無利子)の返還

III 第一種奨学金
(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合
(在学猶予)

VI 返還が困難になった
場合(救済制度)

V

在学している場合(在学猶予)

大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程に在学している場合、在学している期間(最短の卒業・修了予定年月まで)は**スカラネット・パーソナル**で**「在学猶予願」**を提出することで返還期限を猶予することができます。

スカラネット・パーソナルが利用できない場合は、「在学届」を在学している学校に提出してください。様式は本機構ホームページを参照してください。

返還中に願い出る場合は、在学猶予が承認されるまでは、引き続き請求・督促が行われます。口座振替請求および本人・連帯保証人・保証人への請求行為は停止できません。

なお、在学猶予後は在学期間終了の翌月から数えて7か月目の27日が初回振替日(返還開始)となります。

また、2020年3月以前に取得(承認)された在学猶予年数に関わらず、2020年4月以降における在学猶予制度の適用期間は、**最長10年**です。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/zaigaku_yuyo.html



1 入学した場合

スカラネット・パーソナルで、「在学猶予願」を速やかに提出してください。提出に際して、在学している学校の学校番号を入力する必要がありますので、事前に学校の奨学金担当窓口へ照会してください。

なお、入学前に第一種奨学金または第二種奨学金を予約した方は、進学届提出時に、以前貸与を受けた奨学生番号を入力することで在学猶予が承認されます。この場合は「在学猶予願」を提出する必要はありません。

- 大学・短期大学・専修学校の通信教育課程または放送大学の全科履修生として在学している場合は、1年ごとに「在学猶予願」または「在学届」を提出してください。
- 外国の大学等に留学した場合は、「在学猶予願」または「在学届」のかわりに「奨学金返還期限猶予願」と「在学証明書のコピー」(日本語訳を添付)およびビザのコピーを1年ごとに本機構へ郵送で提出してください。なお、日本の大学(院)に在籍しながら外国の大学等に留学する場合は、日本の大学(院)への「在学猶予願」または「在学届」の提出により在学猶予が可能です。
- 以下の場合は在学猶予の対象となりません。返還期限猶予(25頁～27頁参照)をお願いしてください。
 - 聴講生、研究生、選科履修生、科目履修生等の場合
 - 外国留学のうち、大学、大学院以外の語学学校等で在学期間9か月未満の学校に在籍する場合

2 奨学金を辞退した場合

「在学猶予願」または「在学届」の提出により、卒業時(最短の卒業・修了予定年月)まで返還期限が猶予されます。

3 留年(休学)により卒業期が延期された場合

1年ごとに「在学猶予願」または「在学届」を提出してください。

4 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合

在学猶予を受ける資格がなくなりますので、**スカラネット・パーソナル**で**「在学猶予期間短縮願」**を提出してください。「在学届」で提出する場合は、在学期間短縮欄のチェックボックス(□)にチェック(✓)し、学校に提出してください。様式は本機構ホームページを参照してください。

この手続により、届け出済みの在学期間が短くなります。在学猶予短縮後は、在学猶予終了の翌月から数えて7か月目の27日が振替日(返還開始)となります。

早期卒業・退学したことを連絡せず、後日そのことが判明した場合は、遡って延滞金が賦課されることがあります。

I 貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

II 第一種奨学金
(無利子)の返還

III 第一種奨学金
(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合
(在学猶予)

VI 返還が困難になった
場合(救済制度)

VI

返還が困難になった場合 (救済制度)

- 経済困難、失業、傷病、災害等返還できない事情が生じた場合、返還月額を減額または返還期限の猶予といった救済制度があります。
- 返還総額は、減額返還制度、返還期限猶予制度ともに変わりません。

1 減額返還(返還月額を減額すれば返還できる場合)

経済困難等の事情により返還が困難になった場合、**当初の返還月額を1/2または1/3に減額**して、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還することを願い出すことができます(1/2に減額した場合は6か月分の返還月額を12か月で、1/3に減額した場合は4か月分の返還月額を12か月で返還します)。

1年ごとに願い出て、**最長15年(180か月)**まで適用可能です。
「奨学金減額返還願」、「チェックシート」および証明書(必要な場合)を調べて、希望月の前々月末日までに、本機構に願い出てください。

返還開始よりおおむね9か月以内(貸与終了または在学猶予終了の翌年に当年度の証明書が発行されるまで)の申請時に限り、証明書の提出は不要です。詳細は本機構ホームページで確認してください。

- 延滞している場合は対象になりません。
- 「奨学金減額返還願」において、減額返還方法(通常返還月額を1/2に減額する方法または1/3に減額する方法)と減額返還の適用期間(1回の願い出で最長12か月)を選択してください。
- 「奨学金減額返還願」や証明書等に不備がある場合は返送します。
- 希望する月の4か月以上前に提出があった場合は返送となります(希望する減額返還の開始月が10月の場合、7月～8月頃提出してください)。
- 審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き当初の約束どおりの返還月額の請求が行われます。
- 願出の事由によっては、証明書等が必要な場合があります。証明書等については、本機構ホームページを参照してください。
- 減額返還中でも、当初の約束どおりの返還月額での返還に戻すことができます。当初の約束どおりの返還月額での返還再開を希望する月の前月末日までに、「奨学金減額返還短縮願」(様式は本機構ホームページを参照してください。)を本機構に提出してください。

【参考】経済困難事由の場合の収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額(税込)325万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額(必要経費等控除後)225万円以下

ただし、上記の収入(所得)基準額を超える場合でも、[控除項目](26頁参照)に該当し、控除後の金額が収入(所得)基準額以下となる場合は、減額返還を願い出すことができます(控除の条件や金額等の詳細、提出書類は本機構ホームページで確認してください)。

I 貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

II 第一種奨学金
(無利子)の返還

III 第一種奨学金
(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合
(在学猶予)

VI 返還が困難になった
場合(救済制度)

【注意】

- a 2017年4月以降採用者で「所得連動返還方式」の返還方法を選択している方は、当該奨学金については減額返還制度の対象になりません。
- b 延滞している場合は対象になりません。願い出時点から審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です(延滞している場合、延滞を解消することにより願い出が可能になります)。
- c 返還方法は、口座振替による月賦返還に限ります。併用返還の方は、減額返還開始と同時に自動的に月賦返還となり、減額返還の終了後も月賦返還が継続します。
- d 減額返還適用期間中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用が取り消しになり、減額返還適用前の当初割賦金を延滞額として算出した延滞金が賦課されます。

2 返還期限猶予

経済困難等の事情により返還が困難になった場合、返還期限の猶予を願い出ることができます。「奨学金返還期限猶予願」、「チェックシート」および証明書(必要な場合)を調べて、希望月の前々月末日までに本機構に願い出てください。

返還開始よりおおむね9か月以内(貸与終了または在学猶予終了の翌年に当年度の証明書が発行されるまで)の申請時に限り、証明書の提出は不要です。詳細は本機構ホームページで確認してください。

- 返還が困難になった場合は、速やかに提出してください。
- 災害(災害原因が同一の場合は、災害発生から原則5年が限度になります)、傷病、生活保護受給中、産前休業・産後休業および育児休業、大学学校在学(防衛大学校等一部の大学校)、海外派遣(青年海外協力隊等)による場合、猶予年限特例(2017年度以降採用者)または所得連動返還型無利子奨学金(2012～2016年度採用者)における新卒等・経済困難による場合は、当該事由が継続している間は返還期限の猶予を願い出ることができます(取得年数の制限はありません)。その他の事由については、**通算10年(120か月)**が限度です。
- 1年ごとに願い出てください(大学学校在学、海外派遣については複数年一括の願い出が可能です)。
- 希望する月の4か月以上前に提出があった場合は返送となります(希望する猶予の開始月が10月の場合、7月～8月頃提出してください)。
- 審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き当初の約束どおりの返還月額請求・督促が行われます。口座振替請求および本人・連帯保証人・保証人への請求行為は停止できません。
- 審査の結果、承認されない場合もあります。その場合は返還していただくことになります。
- 「奨学金返還期限猶予願」や証明書等に不備がある場合は返送します。
- 願出の事由によっては、証明書等が必要な場合があります。証明書等については、本機構ホームページを参照してください。
- 返還期限の猶予期間中でも、猶予期間を短縮して返還を再開することができます。再開を希望する月の前月末日までに「奨学金返還期限猶予短縮願」(様式は本機構ホームページを参照してください。)を本機構に提出してください。
- 延滞者であっても、延滞開始年月からの猶予事由に合った証明書が提出できる場合は猶予を願い出ることができます。延滞開始月からの猶予を願い出ることができない場合でも、傷病、生活保護受給中等、真に返還が困難な場合は、延滞分を据え置いて返還期限猶予を適用できる場合があります。

【参考】経済困難事由の場合の収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額(税込)300万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

ただし、上記の収入(所得)基準額を超える場合でも、以下の〔控除項目〕に該当し、控除後の金額が収入(所得)基準額以下となる場合は、返還期限猶予を願い出ることができます(控除の条件や金額等の詳細、提出書類は本機構ホームページで確認してください)。

〔控除項目〕

- a 返還者本人の被扶養者にかかる控除
- b 返還者本人の被扶養者でない親への援助
- c 返還者本人の被扶養者でない他の親族(2親等以内で配偶者・子を除く)への援助
- d 返還者本人にかかる医療費
- e 返還者本人の被扶養者にかかる医療費補助
- f (「災害」事由に限る)住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費

返還期限猶予制度は、返還が困難な状況において返還を先送りにすることができますが、将来へ返還の負担を残すこととなります。将来の負担を少しでも軽くするために、無理のない限り、当初の返還額を減額して返還する**減額返還制度**を利用することをおすすめします。

「奨学金減額返還願」「奨学金返還期限猶予願」の様式、必要な証明書等は本機構ホームページで確認し、願出用紙をダウンロードして使用してください。

「奨学金減額返還願」「奨学金減額返還短縮願」の様式

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/tetsuzuki/shoshiki/yoshi.html

減額返還に係る願出用紙

「奨学金返還期限猶予願」「奨学金返還期限猶予短縮願」の様式

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/ippa/shoshiki/yoshi.html

返還期限猶予に係る願出用紙

I 貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

II 第一種奨学金
(無利子)の返還

III 第一種奨学金
(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合
(在学猶予)

VI 返還が困難になった
場合(救済制度)

3 猶予年限特例(2017年度以降採用者)または所得連動返還型無利子奨学金(2012~2016年度採用者)の返還期限猶予

猶予年限特例(2017年度以降採用者)または**所得連動返還型無利子奨学金**(2012年度~2016年度採用者)(以下、この項目において「猶予年限特例」と総称)の適用を受けた方は、一定の収入・所得を得るまでの間、返還期限の猶予を願い出すことができます。

「奨学金返還期限猶予願」、証明書、「チェックシート」およびマイナンバー関係書類(様式は本機構ホームページを参照してください。)を調べて、希望月の前々月末日までに本機構に願い出てください。

通常、経済困難等を理由とする返還期限猶予の承認期間は最長10年となっていますが、本制度においては、期間の制限はありません。

ただし、願い出事由が「経済困難」で本人が被扶養者(※)であるときは、以下の(1)~(4)のいずれかに該当する場合に限ります。該当しない場合は、25頁の承認期間の制限がある通常の返還期限猶予の取り扱いとなります。

返還期限猶予の願い出にあたって、マイナンバーを提出する必要があります(既に本機構にマイナンバーを提出済みの方は、再度提出する必要はありません)。

2012年度~2016年度の採用者については、「猶予年限特例」は「所得連動返還型無利子奨学金制度」と呼ばれていました。なお、本制度は、「所得連動返還型奨学金制度(所得連動返還方式)」とは異なる制度です。

【本人が被扶養者(※)であるときの要件】

※地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者および同項第9号に規定する扶養親族をいう。

- (1) 乳幼児がいる世帯にあって、本人以外にそれらの子供を保育する方がいないとき
- (2) 介護、看護または保護を要する要介護者、療養者または障害者がいる世帯にあって、本人以外にそれらの方の介護等を行う方がいないとき
- (3) 本人が妊娠中であるとき
- (4) 本人が身体の障害またはその他やむを得ない事由により就労が制限されているとき

I 貸与終了時
やらなければならない
こと(手続)

II 第一種奨学金
(無利子)の返還

III 第一種奨学金
(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合
(在学猶予)

VI 返還が困難になった
場合(救済制度)

【参考】奨学金の返還支援制度

(1) 地方公共団体による奨学金返還支援制度



地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就職した者に対して奨学金の返還を支援する仕組みが設けられています。

(参考)
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihooshien/sosei/seido/index.html>



奨学金返還支援制度の対象となる要件や手続等については、各地方公共団体に直接ご確認ください。

(2) 企業の奨学金返還支援(代理返還)制度



各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、社員に対し、返還額の一部または全額を支援する制度があります。

(参考)
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/kigyo.html>



奨学金返還支援制度の対象となる要件や手続等については、各企業に直接ご確認ください。

I 貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

II 第一種奨学金
(無利子)の返還

III 第二種奨学金
(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合
(在学猶予)

VI 返還が困難になった
場合(救済制度)

次の場合、願い出により返還を免除することがあります。詳しくは奨学金相談センター（裏表紙参照）にお問合せください。

※特に優れた業績による返還免除に関しては本機構ホームページを確認してください。

- 返還者本人が亡くなった場合
- 返還者本人が精神または身体の障害により返還できなくなった場合
- 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた方で、在学中に特に優れた業績を挙げた場合

1 死亡による免除

死亡により返還ができなくなったとき、以下の書類を提出してください。

- 「貸与奨学金返還免除願」(相続人、連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は相続人のみ署名)
- 本人死亡の事実が記載された戸籍抄本、個人事項証明書または住民票等の公的証明書(コピー不可)
(個人番号(マイナンバー)を本機構へ提出している方は不要)

2 精神または身体の障害による免除

精神または身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し、返還ができなくなったとき、以下の書類を提出してください。

- 「貸与奨学金返還免除願」(本人、連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は本人のみ署名)
- 返還することができなくなった事情を証明する書類(収入に関する証明書類。収入が一定額以上の場合、証明書類に加え、返還できない状況であることを証明する書類)
- 医師または歯科医師の診断書(本機構所定の用紙)

上記①、②ともに延滞している場合は返還免除の対象になりません(①は死亡時点、②は審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です)。

3 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除 (2004年度以降の採用者)

特に優れた業績による返還免除とは

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合は、貸与終了時に奨学金の全部または一部(半額)の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学長が学内選考委員会の審議に基づき推薦する者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

詳しくは本機構ホームページを確認してください。

1 機関保証の場合

(1) 延滞金の賦課

約束の返還期日を過ぎると、延滞している返還月額(第二種奨学金については利子を除く、元金のみ)に対し、**年(365日あたり)3%**の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

(2) 督促

奨学金の返還を延滞した場合、本機構または本機構が委託した債権回収会社等から返還の督促を行います。

- 文書
本人または口座名義人宛に「**振替不能通知**」を送付します。住所等に変更があれば速やかに届け出てください。
- 電話
通知と同時に電話でも督促を行います。
ただし、電話対応いただいた方が本人であることの確認ができるまでは、個人情報保護の観点から、連絡の目的等をご説明できない場合があります。
- 自宅への訪問
自宅へ訪問し、督促や返還期限猶予制度等の案内を行います。

その場で直接現金を徴収することはありません。

(3) 個人信用情報機関への登録

- 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、**個人信用情報機関**(全国銀行個人信用情報センター)に個人情報を登録する対象となります。
登録される内容は、個人情報として氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先等、契約情報として貸与額・最終返還期日等です。その他に「延滞」・「強制回収手続」・「完了」等の情報も登録されます。
- 個人信用情報機関に一度登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。
登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。

個人信用情報機関に延滞情報が登録されると…

クレジットカードの利用が制限されたり…



住宅ローン等が組めなくなる場合があります

多重債務の防止を目的として、上記の措置がとられることがあります。

(4) 延滞が長期にわたった場合の督促、代位弁済の請求と実行

延滞が続くと、次のような督促を行い、請求に応じない場合、本機構は連帯保証先である保証機関への請求(代位弁済請求)を行います。代位弁済がなされた場合、保証機関は返還者に対し、代位弁済額の一括請求を行います。

① 催告書の送付

返還期限が到来している分の一括請求を行い、期日までに延滞が解消しない場合、期限の利益を喪失し、保証機関へ代位弁済請求が行われること、また代位弁済履行後は、保証機関に代位弁済額を返済する義務が生じることを通知します。

② 自宅への訪問

自宅へ訪問し、督促や返還期限猶予制度等の案内を行います。

その場で直接現金を徴収することはありません。

③ 期限の利益の喪失

督促しても返還しない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額の一括返還を請求します(期限の利益の喪失)。

※督促を受けても返還期限猶予等の手続や連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

④ 代位弁済請求

③の請求に応じず、延滞が続いた場合、本機構は連帯保証先である保証機関に対し、返還未済額の全額を代位弁済請求します。

⑤ 代位弁済

保証機関が④の奨学金の返還未済額を本機構に支払います(代位弁済の履行)。また、返還者の個人情報(代位弁済の情報)が個人情報情報機関に登録されます。

⑥ 求償権の行使

保証機関が返還者に対し、本機構に支払った額(代位弁済額)を一括請求します。

- 返還者は保証機関に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が加算されます。返済しない場合、保証機関によって法的手続(財産、給与の差し押さえ等)が行われます。
- 保証機関に代位弁済額を完済した場合、保証機関は代位弁済後の完済情報を本機構に提供します(代位弁済実行後5年以内)。
- 本機構からの提供により返還者の個人情報(代位弁済後完済情報)が個人情報情報機関に登録されます(代位弁済実行後5年以内)。

2 人的保証の場合

(1) 延滞金の賦課

約束の返還期日を過ぎると、延滞している返還月額(第二種奨学金については利子を除く、元金のみ)に対し、**年(365日あたり)3%**の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

(2) 督促

奨学金の返還を延滞した場合、本機構または本機構が委託した債権回収会社等から返還の督促を行います。

● 文書

本人または口座名義人宛に「**振替不能通知**」を送付します。人的保証の場合は、連帯保証人や保証人宛にも「**督促状**」を送付します。住所等に変更があれば速やかに届け出てください。

● 電話

本人、連帯保証人、保証人に対して、通知と同時に電話でも督促・督促を行います。ただし、電話対応いただいた方が本人、連帯保証人、保証人であることの確認ができるまでは、個人情報保護の観点から、連絡の目的等をご説明できない場合があります。

● 連帯保証人・保証人への請求

本人からの返還がない場合には、連帯保証人や保証人へ請求・督促を行います。連帯保証人…奨学金の返還について本人と同等の責任を負い、本人が返還しないときは、その全額について返還しなければなりません。

保証人…本人および連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。連帯保証人には認められていない「**分別の利益**(※)」(保証人の返還すべき金額が、本人が返還すべき返還未済額の2分の1となること)のほか、「**検索の抗弁権**」や「**催告の抗弁権**」が認められています。

※第二種奨学金(海外)のような機関保証制度・人的保証制度の両方加入の場合、保証人の返還すべき金額は、本人が返還すべき返還未済額の3分の1になります。

● 債権回収会社からの督促・回収

本機構が委託する債権回収会社から、通知・電話等による督促を行います。

● 自宅への訪問

自宅へ訪問し、督促や返還期限猶予制度等の案内を行います。

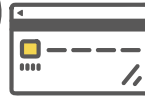
その場で直接現金を徴収することはありません。

(3) 個人信用情報機関への登録

- 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、**個人信用情報機関**(全国銀行個人信用情報センター)に**個人情報**を登録する対象となります。
登録される内容は、個人情報として氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先等、契約情報として貸与額・最終返還期日等です。その他に「延滞」・「強制回収手続」・「完了」等の情報も登録されます。
- 個人信用情報機関に一度登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。
登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。

個人信用情報機関に延滞情報が登録されると…

クレジットカードの利用が制限されたり…



住宅ローン等が組めなくなる場合があります

多重債務の防止を目的として、上記の措置がとられることがあります。

(4) 法的手続

延滞が続くと、次のような民事訴訟法に基づく法的手続(②~④)を行います。

① 支払督促申立予告

督促しても返還しない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額の一括返還を請求します(期限の利益の喪失)。また、同時に支払督促申立の予告をします。

※督促を受けても返還期限猶予等の手続や連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

② 支払督促申立

支払督促申立予告で支払いを求めた返還期限を過ぎてもなお返還しない場合は、裁判所に支払督促の申立をします。

③ 仮執行宣言の申立

支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言の申立をします。

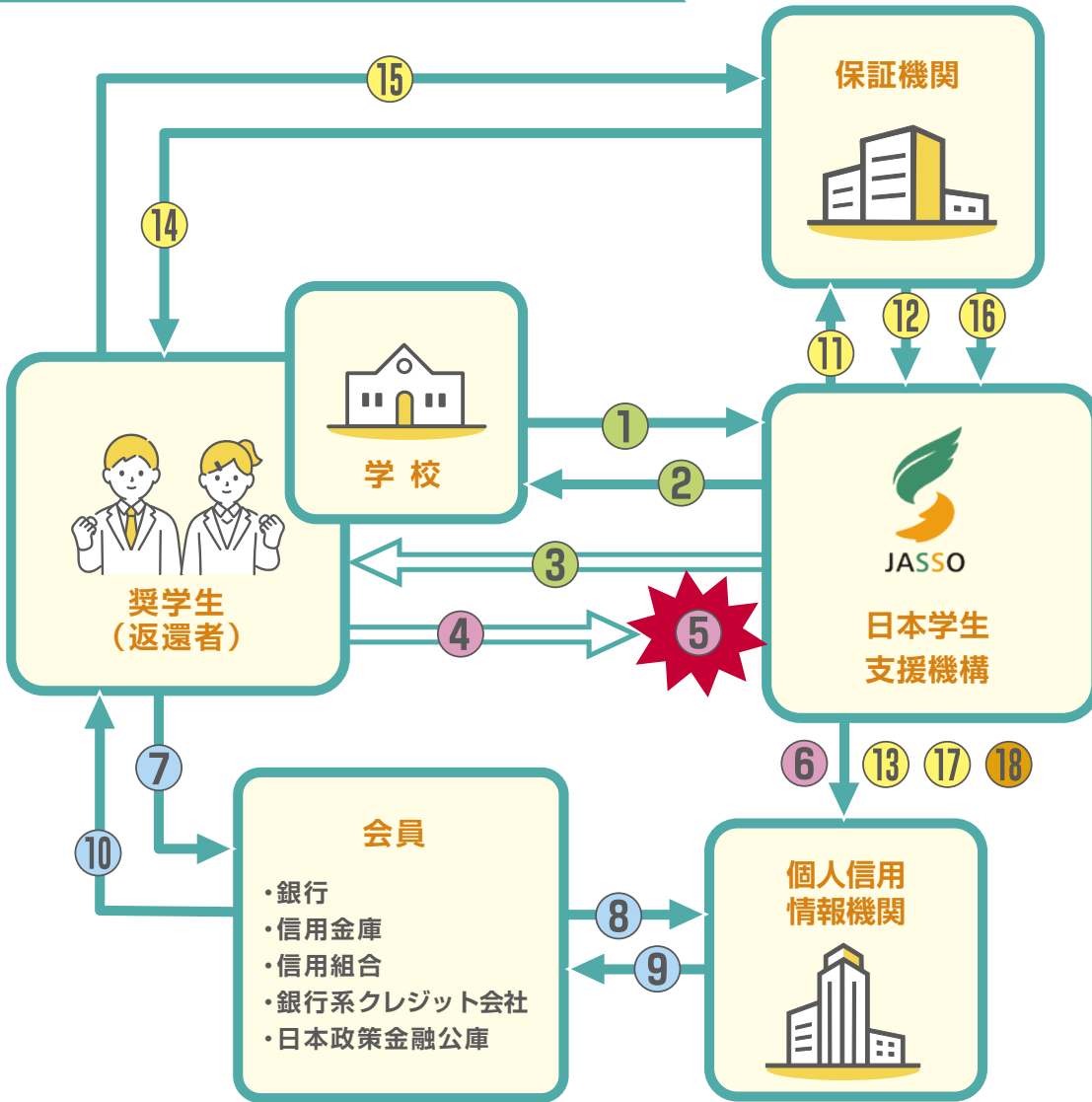
④ 強制執行

仮執行宣言の申立をしてもなお返還しない場合は、強制執行の手続を行い、給与や財産を差し押さえます。

支払督促以降の手続にかかった費用は、返還者の負担になります。

返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利子(第二種奨学金のみ)、最後に元金の順になります。

個人信用情報機関への登録の流れ



(1) 申込み～採用決定,振込

- ① 奨学金申込み
- ② 採用決定
- ③ 奨学金の振込

(2) 返還開始～延滞発生

- ④ 返還開始
- ⑤ 延滞発生
- ⑥ 個人信用情報機関への延滞情報登録
(返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上)

(3) 会員による個人信用情報の利用

- ⑦ クレジット・ローンの利用申請
- ⑧ 会員からの信用情報照会
- ⑨ 個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩ 会員による契約の判断

(4) 機関保証制度加入者の例 (代位弁済請求～代位弁済後完済)

- ⑪ 代位弁済請求
- ⑫ 保証機関による代位弁済
- ⑬ 個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭ 保証機関から返還者への請求
- ⑮ 返還者から保証機関への支払い
- ⑯ 完済の場合に代位弁済後完済情報を提供
(代位弁済実行後5年以内)
- ⑰ 代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録
(代位弁済実行後5年以内)

(5) 人的保証制度加入者の例

- ⑱ 個人信用情報機関への強制回収手続情報の登録

VII 返還の免除

VIII 返還が滞った場合

IX その他

X 各種願出用紙

機構からの情報提供について

用語集

奨学金の返還を延滞した場合

人的保証の場合

① 本人に対して

- ・請求(振替不能通知送付)
- ・債権回収会社からの電話督促



② 連帯保証人・保証人に対して

- ・督促状送付
- ・債権回収会社からの電話督促



③ 本人・連帯保証人・保証人に対して

- ・債権回収会社が督促・回収



④ 一括返還請求(支払督促申立予告)

- ・督促しても返還しない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額を請求します(「期限の利益の喪失」)。
- ・また、同時に支払督促申立の予告をします。



⑤ 支払督促申立

- ・民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申立をします。



⑥ 仮執行宣言の申立

- ・支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言の申立をします。



⑦ 強制執行

- ・仮執行宣言の申立をしてもなお返還しない場合は、強制執行の手続を行います。

機関保証の場合

① 本人に対して

- ・請求(振替不能通知送付)
- ・債権回収会社からの電話督促



② 本人に対して

- ・債権回収会社が督促・回収



③ 本人に対して一括請求

- ・督促しても返還しない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額を請求します(「期限の利益の喪失」)。



④ 代位弁済請求

- ・本機構から保証機関に対し、返還未済額の全額について代位弁済請求を行います。



⑤ 代位弁済額の一括請求

- ・代位弁済がなされた場合、保証機関から、本人へ代位弁済額の一括請求を行います(求償権の行使)。



⑥ 法的手続

- ・返済しない場合は、保証機関が強制執行にいたるまでの法的手続を行い、給与や財産を差し押さえます。


個人信用情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関に個人情報が登録されます。

1 繰上返還

- 全額または一部繰り上げて返還を希望する場合、スカラネット・パーソナルで申し込んでください。
- 一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。翌月からの返還は通常どおりとなります。
- 第二種奨学金については、繰上返還をした場合、その繰上にあたる期間の利子はかかりません。ただし、繰上返還をしても据置期間利息はかかります。
- 初回返還期日より前に繰上返還を行えます。

<スカラネット・パーソナルでの申込方法 >

申込先	申込期限	繰上返還の明細
スカラネット・パーソナル https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/ 	繰上返還を希望する月の 前月中旬～当月中旬 ※申込期間の詳細は、ホーム ページで確認してください。	スカラネット・パーソナルの 画面上で確認してください。

スカラネット・パーソナルが利用できない場合は、「繰上返還申込書」に記入し、郵送・FAXで申し込んでください。詳細は本機構のホームページを参照してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/kuriage.html>



【注意事項】

- 併用返還の方が一部繰上返還をする場合、月賦返還部分のみ一部繰上返還となり、半年賦返還部分については一部繰上返還とならない場合があります。
- 本人・連帯保証人・保証人以外の方が繰上返還を申し込むことはできません。
- 据置期間中に一部繰上返還した場合、残元金に対して残りの据置期間分の利子を再計算し、全返還月額に均等に分割します。
- スカラネット・パーソナルからの申込みには、振替口座の登録が必要です。
- スカラネット・パーソナルで申込みをした方で、繰上返還の振替(引き落とし)希望月の前月の振替ができなかった場合は、繰上返還の申込みは取り消されます。
※繰上返還申込の処理状況については、スカラネット・パーソナル画面から確認できます。

2 返還期間(回数)の変更

返還中の奨学金(奨学生番号)が2つ以上ある方は、それぞれの貸与総額(借入金額)に応じた返還期間(回数)で返還となりますが、その合計金額を「奨学金返還年数算出表」(14頁参照)の割賦金の基礎額で割って得た年数で返還することができます。

返還期間の変更を希望する場合は、口座振替(リレー口座)の加入手続後、変更を希望する月の2か月前までに申し出てください。ただし、延滞している場合は認められません。

なお、第二種奨学金は返還期間の変更により、変更前と比べ利子総額が増えることがあります。

【例】大学で第一種奨学金2,160,000円、大学院(修士課程)で第二種奨学金1,200,000円を借用した場合
 大学 2,160,000円÷150,000円=14.4 14年(168回) (2,160,000円+1,200,000円)÷170,000円=19.8
 大学院 1,200,000円÷100,000円=12 12年(144回) → 19年(228回)となります。

3 返還金の充当順位

- **第一種奨学金の場合**
督促費用があるときは、まずは督促費用に充当し、次に延滞金、最後に元金の順に充当します。
- **第二種奨学金の場合**
督促費用があるときは、まずは督促費用に充当し、次に延滞金、利子、最後に元金の順に充当します。

4 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは「返還完了証」を本人宛に送付します。

5 外国に在留している期間の返還

外国に在留している期間の返還についても口座振替(リレー口座)で行います。外国に転居する前に住所変更の手続(国内の連絡先を指定)をし、本機構が指定する日本国内の取扱金融機関で口座振替(リレー口座)の加入手続をして、振替ができるようにしておいてください。返還中、定期的に口座の残高を確認し、残高不足にならないようにしてください。

これらの方法がどうしてもとれない場合は、本機構指定の口座に送金してください。

ただし、外国からの送金は、手続が複雑なうえ送金手数料(本人負担)も必要であり、本機構の口座へ入金されるまでには口座振替の場合より多くの日数がかかりますので注意してください。

(1) 外国送金の留意点

- 送金手数料、関係する銀行手数料等はすべて本人の負担となります。送金額に日本国内で要する手数料を加算し、送金してください。
- 振込等に際しては、住所・氏名の他に奨学生番号(カタカナの記号はローマ字で)を参照記号(reference)として、通信欄(message)に必ず記入してください。奨学生番号と氏名が確認できないと、送金されても返還金として入金処理ができません。
- 通貨は〈円建送金〉と指定してください。〈円〉以外の通貨では、為替レートの変動により過不足が生じることがありますので、注意してください。
- 入金年月日は、送金日ではなく本機構の口座に入金された日付となります。

(2) 外国から送金する場合の金融機関

- 銀行の振込送金(この方法が最も確実です)
下記の口座は、外国送金受入れ専用です。日本国内からの送金はしないでください。

受取人名／住所	預金種目	振込先銀行(口座番号)
(受取人名) JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION (受取人住所) 10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN ※送金時の受取人名／住所は上記のとおり記入してください。	普通預金	三菱UFJ銀行 本店(7640389) (MUFG Bank, Ltd.) Swift Code:BOTK JPJT 〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1 TEL:03-3240-1111 三井住友銀行 東京公務部(0126843) (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) Swift Code:SMBC JPJT 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-12 TEL:03-3591-2021

- 国際郵便為替による送金(取り扱わない国もあります)
現地の郵便局で下記の宛先の国際郵便為替を作成し, 奨学生番号を通信欄または氏名欄に記入して送金してください(円建送金ができない国もあります)。

所在地	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 (10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN)
名称	日本学生支援機構(JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION)

6 保証料の返戻

次のいずれかに該当する場合は, 返還者が支払った保証料の一部を保証機関からお返りする場合があります。

- 全額繰上返還をして, 返還期間が短縮され, 返還が完了したとき。
- 一部繰上返還をして, 返還期間が短縮され, 返還が完了したとき。
- 本機構の返還免除の適用を受け, 返還が完了したとき。

お返りする保証料の振込先は, 原則として奨学金振込口座または振替用口座(リレー口座)となります。ただし, 死亡による返還免除の場合は, 本機構に「奨学金返還免除願」を申請した方の届け出た口座となります。

7 卒業後のアンケートの実施について

今後の奨学金の給付・貸与業務の参考にするために, 卒業後に奨学金を受けたことにより学業・生活・進路等に与えた影響についてアンケートを実施することがあります。
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

各種願・届・文書の提出先

返還に関する諸用紙	提出先
転居・改氏名・勤務先(変更)届 線上返還申込書	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX>03-6743-6683 ※スカラネット・パーソナルで手続き可。
連帯保証人変更届,保証人変更届 本人以外の連絡先(機関保証)変更届 <学校を通じて提出できない場合>	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX>不可
奨学金返還期間変更願	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX>不可
在学届・在学届(在学期間短縮) <学校を通じて提出する場合>	在学している学校に提出して,学校の指示に従ってください。 ※スカラネット・パーソナルで手続き可。
奨学金減額返還願 奨学金返還期限猶予願 奨学金減額返還短縮願 奨学金返還期限猶予短縮願	〒119-0385 独立行政法人日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 (上記提出先は2024年3月31日まで。2024年4月1日以降の提出先は 本機構ホームページ(下記参照)で確認してください。) <FAX>不可
返還に関するその他の書類	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 相談課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX>03-4330-0633
免除に関する諸用紙	提出先・請求先
死亡,精神もしくは身体の障害 による返還免除について	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還総務課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX>03-6743-6676
口座加入・変更に関する用紙	提出先・請求先
口座振替(リレー口座)加入申込書	【請求先】本機構ホームページ(下記参照)から請求してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/kozahenko.html ※ホームページ以外からの請求先 <郵送>独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 相談課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX>03-4330-0633

様式は本機構ホームページに掲載していますので,願出の際には最新の様式を確認のうえ利用してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html>

卒業後の各種変更等の届出・願出 [検索](#)

「奨学金減額返還願」「奨学金減額返還短縮願」の様式

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/tetsuzuki/shoshiki/yoshi.html

減額返還に係る願出用紙 [検索](#)

「奨学金返還期限猶予願」「奨学金返還期限猶予短縮願」の様式

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/ippan/shoshiki/yoshi.html

返還期限猶予に係る願出用紙 [検索](#)

日本学生支援機構からの情報提供について

本機構のホームページから、随時情報提供をしています。ぜひご活用ください。

VII
返還の免除

1 スカラネット・パーソナル

VIII
返還が滞った場合

スカラネット・パーソナルとは、あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等の手続きを行うことができる本機構の情報システムです。

スカラネット・パーソナルのご利用には、ユーザ ID、パスワード、奨学生番号が必要です。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



(1) スカラネット・パーソナルを活用すると

- あなた自身の奨学金情報(毎月の返還金額や口座情報等)を確認することができます。
- 転居・改氏名・勤務先(変更)届の提出ができます。
- 在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出ができます。
- 繰上返還の申込みができます。
- 各種証明書の発行依頼ができます。
- 奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願の作成・印刷ができます。
- 最低返還月額申請ができます。(所得連動返還方式選択者)

IX
その他

(2) スカラネット・パーソナルの利用可能時間

- 奨学金貸与・給付・返還情報の閲覧……24時間可能
- 各種届出、願出用紙の作成等……午前8時～翌日午前1時

X
各種願出用紙

2 日本学生支援機構(JASSO)のホームページ

「奨学金」関係のページにおいて、様々な情報を提供しています。
奨学金に関するお問合せには、まずホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/>



機構からの情報提供について

寄附金募集のご案内

日本学生支援機構では、元奨学生をはじめとする有志の皆様から寄せられた寄附金を自然災害等の被害を受けた学生等への支援等に活用させていただいております。本機構の理念や事業内容にご賛同いただけましたら、ぜひ、温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- 本機構への寄附金は、「特定公益増進法人」への寄附として、税制上の優遇措置が認められています。
- 寄附金についての詳細は、本機構のホームページをご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/kihukin/shien_kihu/kihukin/index.html

学生支援寄付金 JASSO 政策企画部 広報課 寄附金室



用語集

用語集

用語	説明
【あ行】	
延滞(30頁) <えんたい>	約束の返還期日までに返還がない状態のこと。
【か行】	
割賦(13,15,18頁) <かっぱ>	返還する金額を何回かに分けて払うこと。 月ごとの割賦金を「月賦くげっぱ>」、半年ごとの割賦金を「半年賦くはんねんぶ>」といい、それらを併用することを「月賦・半年賦併用くげっぱ・はんねんぶへいよう>」という。
元利均等計算(19頁) <がなりきんとうけいさん>	第二種奨学金について、貸与総額(借用金額)と利子を合計し、毎回の返還額が均等となるように計算すること。
機関保証制度 <きかんほしょうせいど>	一定の保証料を支払うことにより、保証機関に連帯保証を引き受けてもらう制度のこと。
繰上返還(36頁) <くりあげへんかん>	将来返還する金額を先に(繰上げて)返還すること。
減額返還制度(24頁) <げんがくへんかんせいど>	返還月額を一定期間減らす制度。減らした期間に応じた分の返還期間が延長される。
個人信用情報(30,33,34頁) <こじんしんようじょうほう>	個人のクレジット・ローン等の契約内容、支払状況等の取引事実にかかわる情報のこと。
【さ行】	
在学猶予(23頁) <ざいがくゆうよ>	奨学金の貸与終了後に、返還者が学校(在学猶予対象校)に在学している場合、所定の手続を行うことで適用される返還期限猶予のこと。
債権回収会社(30,32頁) <さいけんかいしゅうがいしゃ>	債権回収(貸したお金を返してもらえるよう返還者に働きかけること)を専門に行う民間の会社のこと。
奨学生番号 <しょうがくせいばんごう>	奨学生に付与されている固有の番号のこと。 貸与された奨学金の債権ごとに1つの番号が付与される。
人的保証制度 <じんてきほしょうせいど>	奨学金の貸与を受けるにあたって必要となる保証を、連帯保証人および保証人に引き受けてもらう制度のこと。
据置期間利息(18頁) <すえおききかんりそく>	第二種奨学金において、貸与終了から初回の返還期日までの間に賦課される利子のこと。 全返還月額に均等に分割されます。 月賦返還の場合は貸与終了の翌月1日から初回返還期日の前月の27日までの利子。併用返還の半年賦分の場合は、貸与終了の翌月1日から初回返還期日の6か月前の月の27日までの利子。
スカラネット・パーソナル(40頁)	インターネットを利用して、返還中の奨学金に関する情報の閲覧や、返還中の各種届出や繰上返還の申し出等ができる情報システムのこと。
【た行】	
第一種奨学金(13頁) <だいいっしゅうしょうがくきん>	利子の付かない貸与奨学金のこと。
代位弁済(31頁) <だいいべんさい>	保証機関が日本学生支援機構に対して、返還者の代わりに債務の支払を行うこと。機関保証を選択している返還者が一定期間返還を行わなかった場合、保証機関が返還者に代わって返還を行うことを指す。 代位弁済が行われた場合、返還者の債務が消滅するわけではなく、保証機関から返還者に対し、弁済額の一括請求を行うことになる。
第二種奨学金(18頁) <だいにしゅうしょうがくきん>	利子の付く貸与奨学金のこと。
督促(30頁) <とくそく>	約束の履行等を促すこと。
督促状(32頁) <とくれいじょう>	一定期間延滞した場合、連帯保証人、保証人に対して、本人へ奨学金の返還を督促するように依頼する通知文書のこと。

用語	説明
【な行】	
入学時特別増額貸与奨学金(19頁) <にゅうがくじとくべつぞうがくたいいしょうがくきん>	入学した月の分の奨学金の月額に一時金として増額して貸与する利子付の奨学金のこと。
【は行】	
番号確認書類 <ばんごうかくにんしよるい>	マイナンバー(個人番号)が書かれている公的な書類のこと。 (例:マイナンバーカード裏面コピー,マイナンバー記載の住民票など)
被扶養者(17,27頁) <ひふようしゃ>	独立して生計を営まない者として,他者の援助(扶養)を受けている者のこと。
振替不能通知(30,32頁) <ふりかえふのうつつち>	振替日(毎月27日)に口座より引き落としができなかった時に,日本学生支援機構より返還者に送付する通知文のこと。
分別の利益(32頁) <ぶんべつのりえき>	保証人の返還すべき金額が,本人が返還すべき返還未済額の2分の1となること。 ※機関保証,人的保証の両保証の場合は3分の1
併給調整(11頁) <へいきゅうちようせい>	給付奨学金と第一種奨学金を一緒に利用をした場合,第一種奨学金の貸与を受けられる月額が調整(減額または増額)されること。
返還期間(回数)(13,18頁) <へんかんきかん(かいすう)>	返還をする期間および回数のこと。
返還期限猶予(25頁) <へんかんきげんゆうよ>	奨学金の返還が困難な場合に,返還の期限を先に延ばすこと。
返還期日(13,15,18頁) <へんかんきじつ>	奨学金を返還する毎月の期日のこと。
返還未済額 <へんかんみさいがく>	返還期日における返還残額(元金,利子(第二種奨学金のみ),延滞金)の全部をいう。
保証人 <ほしょうにん>	本人や連帯保証人が返還できなくなった場合,代わりに返還する人のこと。 (原則として4親等以内の親族で本人および連帯保証人と別生計の人) 「分別の利益」「検索の抗弁権」「催告の抗弁権」が認められている。
保証料 <ほしょうりょう>	機関保証制度を選択した奨学生が保証機関に対して支払う料金のこと。 保証料については,原則として毎月の貸与額から差引かれている。
【ま行】	
身元確認書類 <みもとかくにんしよるい>	本人の身元が分かる公的な書類のこと。 なりすまし防止のため,マイナンバーの番号確認書類とともに提出する。 (例:マイナンバーカード表面コピー,運転免許証コピーなど)
【や行】	
猶予年限特例(27頁) <ゆうよねんげんとくれい>	家計状況の厳しい世帯の学生・生徒が無利子奨学金(第一種奨学金)の貸与を受けた場合,本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間は,猶予を受けることができる制度のこと。
【ら行】	
利子(18頁) <りし>	第二種奨学金の返還金額等に応じて一定の割合(利率)で加わる金額のこと。
利率固定方式(19頁) <りりつこていほうしき>	奨学金の貸与終了後に利率を決定し,返還完了までその利率により利子を算出する方式のこと。
利率見直し方式(19頁) <りりつみなおしほうしき>	奨学金の貸与終了後に決定された利率を,およそ5年ごとに見直しながら利子を算出する方式のこと。
連帯保証人 <れんたいほしょうにん>	借りた本人と同じ責任を負い,本人が返還できなかった場合に代わりに返還する人のこと。(原則として父母,または兄弟姉妹)

VII

返還の免除

VIII

返還が滞った場合

IX

その他

X

各種願出用紙

機構からの情報提供について

用語集

返還情報の確認や各種手続には、**スカラネット・パーソナル** が便利です。

貸与・給付を受けた奨学金に関する情報の閲覧や、各種届出等を行うことができます。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



スカラネット・パーソナルを利用できない場合や郵送等による手続が必要な場合は、下記ホームページから様式を取得し手続を行ってください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html>



変更・願出項目		必要手続	提出方法
本人	引っ越しました	転居・改氏名・勤務先(変更)届→20頁	スカラネット・パーソナル 郵便 FAX
	電話番号(自宅・携帯等)が変わりました		
	氏名が変わりました		
	就職しました／勤務先が変わりました		
連帯保証人・保証人	連帯保証人, 保証人の住所, 電話番号が変わりました	転居・改氏名・勤務先(変更)届→20頁	スカラネット・パーソナル 郵便 FAX
	連帯保証人, 保証人の氏名が変わりました		
	連帯保証人, 保証人を変更したい	連帯保証人変更届→21頁 保証人変更届→21頁	郵便 ※届+必要書類
本人以外の連絡先	「本人以外の連絡先」の氏名, 住所, 電話番号が変わりました	転居・改氏名・勤務先(変更)届→20頁	スカラネット・パーソナル 郵便 FAX
	「本人以外の連絡先」の人を変更したい	本人以外の連絡先(機関保証)変更届→22頁	郵便
返還手続	返還が滞りそうです(病気, 災害, 経済的事情等で)	奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願 →24頁～27頁	郵便 ※願+必要書類+マイナンバー関係書類
	線上返還したい	線上返還申込書→36頁	スカラネット・パーソナル 郵便 FAX
	複数の奨学金の返還期間を長くしたい	奨学金返還期間変更願→36頁	郵便
	振替用の口座を変更したい	振替用口座の変更→22頁	郵便 金融機関窓口
	進学(留年)しました	在学猶予願(スカラネット・パーソナル) →23頁, 40頁 在学届(在学している学校)→23頁	スカラネット・パーソナル 在学している学校
明細返還	自分の返還残額を知りたい	スカラネット・パーソナル	
	自分の金融機関情報を知りたい	スカラネット・パーソナル	

奨学金相談サイト

奨学金に関するよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ & Aサイトです。

<https://www.shogakukinsupport.jp>



電話によるお問合せ先

日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分(祝日・年末年始を除く)

※返還誓約書についてのご質問(保証人に関する照会等)は、在学する学校へお問合せください。

※海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話は、専用ダイヤル:03-6743-6100をご利用ください。

※個人情報保護に関する取扱いに基づき、本人確認をさせていただいております。

※お問合せの際には、奨学生番号が必要です。

※奨学生本人(または連帯保証人・保証人)からお問合せください(これら以外の方からのお問合せにはお答えできない場合があります)。